

高齢者福祉計画 介護保険事業計画

〈第8期〉



みんなでつくる活力都市
住みたいまち 出水市

令和3年3月
鹿児島県出水市

目 次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ、他計画との関係	2
第3節	計画の期間	3
第4節	計画策定の体制	3

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

第1節	人口及び世帯の状況	4
第2節	要支援・要介護認定者の状況	6
第3節	計画期間中における推計	7
第4節	介護サービスの利用状況	9
第5節	介護予防サービスの利用状況	11
第6節	地域支援事業の実施状況	13
第7節	高齢者・事業所・ケアマネジャーに対するアンケート調査	14
第8節	計画策定の課題	16

第3章 計画の基本方針

第1節	基本的な考え方	19
第2節	施策の体系	19
第3節	日常生活圏域の設定	20

第2部 各論

第1章 施策の展開

第1節	多様な生活支援の充実	21
1	地域包括ケアシステムの深化	21
2	地域ケアの推進	23
3	高齢者を支える地域づくりの推進	26
第2節	高齢者が活躍できるまちづくりの推進	28
1	高齢者の社会参画の推進	28
2	安全で快適な環境の確保	30
第3節	安心と安らぎのある体制づくりの推進	33
1	介護（予防）・高齢者福祉サービスの充実	33
2	認知症施策の推進	56

3	権利擁護体制の整備	59
第4節	介護基盤の整備	61
1	サービスの基盤整備	61
2	地域医療構想との整合性の確保	63

第2章 サービス量の見込みと介護保険料の設定

第1節	介護（予防）給付費と地域支援事業量の見込み	64
1	標準的居宅サービス等必要量の見込み	64
2	地域支援事業費の見込み	66
第2節	第8期介護保険料の設定	67
1	介護保険事業の費用の見込み	67
2	第1号被保険者の負担額の算定	68
3	介護給付費準備基金の活用	70
4	第1号被保険者の保険料基準額の算定	70
5	介護保険料の負担割合	71
6	第8期所得段階別保険料	73
第3節	令和7年度の介護保険料の見込みについて	74

第3章 介護保険事業の適切な運営に向けて

第1節	現況と課題	75
第2節	今後の取り組み	75
1	介護人材の確保・育成・定着	75
2	介護保険サービスの質の確保と向上	76
3	保険者機能強化推進交付金等を活用した取組	78
4	利用者・介護者への支援	78

《資料》

資料1	出水市介護保険運営協議会委員名簿
-----	------------------

第 1 部

総 論



一第1部 総論一

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

我が国は、他の先進国に例を見ない速度で高齢化が進んでおり、令和元年10月1日現在の総人口は12,617万人で、65歳以上の高齢者人口は3,589万人、高齢化率（※1）は、28.4パーセントと国民の4人に1人が高齢者という水準にあります。国立社会保障・人口問題研究所による日本の将来推計人口によると、団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となる令和22年（2040年）には、総人口が11,092万人で、65歳以上の高齢者人口は3,921万人、高齢化率は35.3パーセントになると推測されています。また、全国的に高齢化が一層進む中で、後期高齢者や認知症高齢者の増加、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯の増加等、支援を必要とする高齢者が増加することが予想されます。

国においては、平成12年（2000年）に介護保険制度を創設し、既に20年が経ち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、要介護高齢者や認知症高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。「平成」から「令和」となり、「人生100年時代」を見据えた社会保障や働き方に関する新たな制度設計が求められています。

本市の将来人口の推計についても、令和22年（2040年）には43,554人まで減少すると予想されています。また、高齢化率においても平成30年（2018年）の31.6パーセントから令和22年（2040年）には36.8パーセントと上昇を続けると見込まれることから、本市においても、高齢化率の上昇や、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加に伴い、併せて認知高齢者等の支援を必要とする高齢者が増加することが予想されます。

こういった状況から、「地域包括ケアシステム」（※2）の推進が求められており、本市では「出水市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下「前期計画」という。）において、これまでに取り組んできた地域包括ケアシステムを推進し、すべての人々が相互に支えあい、暮らしと生きがい、地域を共に創っていくという「地域共生社会」の実現を目指し、地域とのつながりをさらに強化し、地域住民や関係機関等とより連携しながら各種施策を進めてきました。

本市では、前期計画での取組をさらにすすめて、令和7年（2025年）年を目指した地域包括ケアシステムの深化及び推進に向けた取組み、さらに2040年問題を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えつつ、今後3年間の地域の特性に合ったきめ細やかな高齢者の福祉施策や適正な介護保険事業の推進を図るために、「出水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

※1 高齢化率とは、高齢者の人口比率のことで、65歳以上の人口を総人口で除した比率をいう。

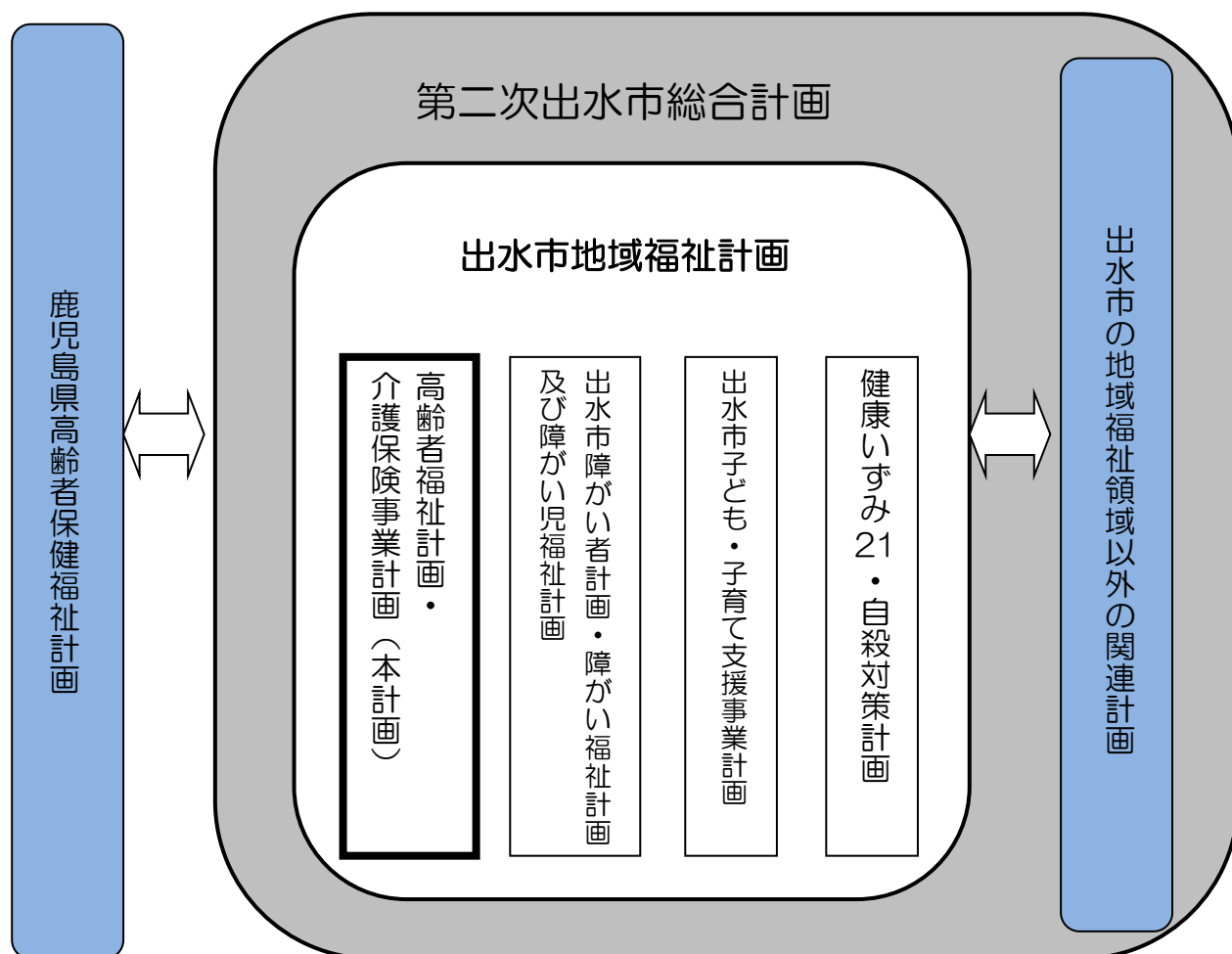
※2 地域包括ケアシステムとは、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

第2節 計画の位置づけ、他計画との関係

本計画は、本市のまちづくりの上位計画である「第二次出水市総合計画」の部門別計画として、高齢者の保健・福祉・介護分野にかかる施策についての目標等を掲げることにより、総合的、体系的に取り組むための計画となります。

また、本計画は、老人福祉法第20条の8（※3）の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条（※4）の規定に基づく介護保険事業計画を「高齢者福祉・介護保険事業計画」として位置づけ、両計画を一体的に策定するものです。

なお、本計画は、今後の地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制づくりとしての計画であることから「鹿児島県高齢者保健福祉計画」「出水市地域福祉計画」「健康いずみ21」「出水市障がい者計画等」「出水市子ども・子育て支援事業計画」など、関連計画との調和を図って策定していきます。



※3 老人福祉法第20条の8

老人居宅生活支援事業及び老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（市町村老人福祉計画）を定めるものとされている。

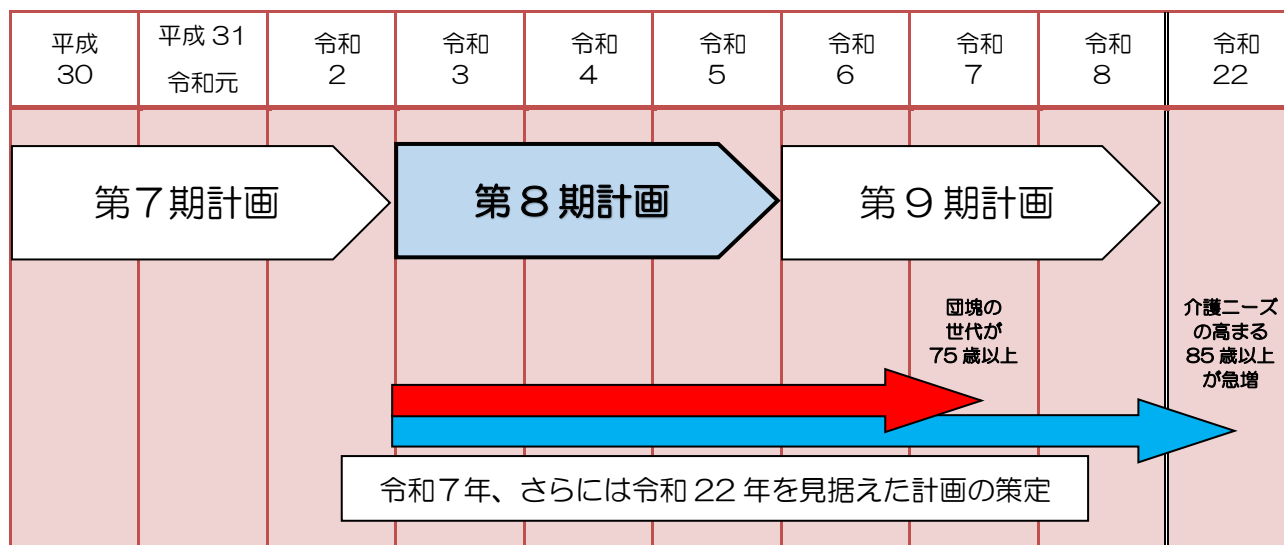
※4 介護保険法第117条

市町村は、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（市町村介護保険事業計画）を定めるものとされている。

第3節 計画の期間

本計画は、3年ごとに見直し策定するものであり、計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

本計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年に向け、さらには介護ニーズの高まる85歳以上人口が急増すると見込まれる令和22年を見据えた、中長期的な視点に立った施策の展開を図ります。



第4節 計画策定の体制

1 実態調査

令和元年度において、本計画策定の基礎資料とするため「介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査」を実施しました。

なお、調査は、一般高齢者（65歳以上）、在宅の要介護（要支援）者、若年者（40歳以上65歳未満）の方々を対象に実施しました。

2 パブリックコメントの実施

令和2年12月7日から令和3年1月5日にかけて、高齢者福祉計画・介護保険事業計画〈第8期計画・パブリックコメント素案〉について、パブリックコメントを実施しました。

3 本計画策定のための組織

本計画の策定及び進行管理にあたっては、被保険者の代表、市民団体等の代表、高齢者の保健・医療及び福祉関連の実務経験者など各層を委員とする「出水市介護保険運営協議会」を高年齢福祉・介護保険事業計画策定審議委員会として位置づけ、審議・検討を行いました。

—第1部 総論—

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

第1節 人口及び世帯の状況

1 高齢者人口の推移

本市の令和2年10月1日現在の人口は53,039人となっており、平成27年10月1日現在の54,954人と比較して1,915人減少しています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、平成27年から令和2年までに1,126人増加し、高齢化率は平成27年の29.66パーセントが、令和2年には3.2ポイント増加し32.86パーセントとなり、令和元年の県平均の32.0パーセント（直近データ）より高い数値となっています。

なお、平成27年と令和2年の前期高齢者と後期高齢者（※5）の人口の伸び率を比較した場合、前期高齢者の方が14.11パーセントと、13.19ポイントが上回っています。

《人口の推移》

（単位：人）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	増減率
総人口(A)	54,954	54,680	54,174	53,666	53,436	53,039	△3.48%
40歳未満	20,967	20,661	20,210	19,772	19,589	19,124	△8.79%
40～64歳	17,687	17,438	17,120	16,921	16,637	16,489	△6.77%
65～69歳	4,303	4,690	4,695	4,613	4,457	4,307	0.09%
70～74歳	3,095	2,898	3,154	3,439	3,758	4,135	33.60%
75～79歳	3,083	3,078	3,020	2,925	2,960	2,869	△6.94%
80～84歳	2,745	2,765	2,727	2,738	2,685	2,660	△3.10%
85～89歳	1,921	1,935	1,948	1,947	2,009	2,004	4.32%
90歳以上	1,153	1,215	1,300	1,311	1,341	1,451	25.85%
40歳以上	33,987	34,019	33,964	33,894	33,847	33,915	△0.21%
65歳以上高齢者人口(B)	16,300	16,581	16,844	16,973	17,210	17,426	6.91%
前期高齢者(C)	7,398	7,588	7,849	8,052	8,215	8,442	14.11%
前期高齢者率(C)/(A)	13.46%	13.88%	14.49%	15.00%	15.37%	15.92%	
後期高齢者(D)	8,902	8,993	8,995	8,921	8,995	8,984	0.92%
後期高齢者率(D)/(A)	16.20%	16.45%	16.60%	16.62%	16.83%	16.94%	
高齢化率(B)/(A)	29.66%	30.32%	31.09%	31.63%	32.21%	32.86%	

* 各年10月1日現在の住民基本台帳による。増減率は、平成27年→令和2年の値。

※5 前期高齢者とは65歳以上75歳未満の高齢者をいい、後期高齢者とは75歳以上の高齢者をいう。

2 世帯の状況

平成27年の国勢調査によると、本市における高齢者がいる世帯の割合は全世帯の47.09パーセントを占めています。

また、そのうち高齢者単身世帯が34.15パーセントを占めており、平成12年と比較するとその割合は増加しています。

本市の高齢者がいる世帯の住居形態は、平成12年から平成27年にかけて持家の比率が減少し、公営・民営の借家が増加傾向にあります。ただ、持家の比率は平成27年で90.2パーセントと多数を占めています。

《65歳以上の高齢者のいる世帯》

(単位：世帯)

区 分	全世帯数	65歳以上の高齢者のいる世帯	
		65歳以上の高齢者のいる世帯	高齢者単身世帯
平成12年	22,181	9,154	2,729
		41.27%	29.81%
平成17年	22,791	9,755	3,077
		42.80%	31.54%
平成22年	22,555	10,002	3,308
		44.34%	33.07%
平成27年	22,456	10,574	3,611
		47.09%	34.15%

* 国勢調査資料から引用。下段は構成比割合

《高齢者がいる世帯の住居形態》

(単位：世帯)

区 分	持 家	公営の 借家	民営の 借家	給与住宅	間借り	住宅以外の 世帯	合 計
平成12年	8,559	343	206	16	19	11	9,154
	93.5%	3.7%	2.3%	0.2%	0.2%	0.1%	
平成17年	9,040	391	250	16	54	4	9,755
	92.6%	4.0%	2.5%	0.2%	0.6%	0.1%	
平成22年	9,152	450	355	9	23	13	10,002
	91.5%	4.5%	3.6%	0.1%	0.2%	0.1%	
平成27年	9,539	513	448	21	30	23	10,574
	90.2%	4.9%	4.2%	0.2%	0.3%	0.2%	

* 国勢調査資料から引用。下段は構成比割合

第2節 要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援を含む介護認定者は、平成27年から令和2年までの5年間で179人、率にして5.20パーセント増加し、3,624人となっています。特に、比較的程度の軽い要支援1～要介護1の認定者が増加しています。

《認定者数等の推移》

(単位：人)

要介護度区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	増減率
要支援1	512	508	520	560	598	680	32.81%
要支援2	470	476	475	480	551	528	12.34%
要介護1	741	755	828	837	864	857	15.65%
要介護2	527	526	527	521	481	463	△12.14%
要介護3	376	396	399	399	366	360	△4.26%
要介護4	384	411	406	419	406	415	8.07%
要介護5	435	382	382	343	317	321	△26.21%
認定者数合計(A)	3,445	3,454	3,537	3,559	3,583	3,624	5.20%
65歳以上高齢者(B)	16,300	16,581	16,844	16,973	17,210	17,426	6.91%
認定率(A)/(B)	21.13%	20.83%	21.00%	20.97%	20.82%	20.80%	

* 各年10月1日の実績値で、増減率は平成27年→令和2年の値。

第3節 計画期間中における推計

1 総人口及び高齢者人口の推計

本市の総人口は、令和3年に52,771人、令和5年には52,092人になると推計されています。また、65歳以上の高齢者の人口は、令和3年に17,428人、令和5年には17,463人、高齢化率は、令和3年に33.03パーセント、令和5年に33.52パーセントになると推計されます。本市においても総人口は減少するものの、高齢者人口は増加する予測となっています。

《人口の推計》

(単位：人)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
総人口(A)	53,039	52,771	52,405	52,092	50,971	43,554
40歳未満	19,124	19,047	18,769	18,542	17,706	14,665
40～64歳	16,489	16,296	16,190	16,087	15,784	12,852
65～69歳	4,307	4,208	4,152	4,099	3,602	3,310
70～74歳	4,135	4,284	4,192	4,110	4,143	2,983
75～79歳	2,869	2,761	2,976	3,152	3,825	2,839
80～84歳	2,660	2,701	2,644	2,620	2,474	2,764
85～89歳	2,004	2,048	2,048	2,056	1,937	2,397
90歳以上	1,451	1,426	1,434	1,426	1,500	1,744
40歳以上	33,915	33,724	33,636	33,550	33,265	28,889
65歳以上高齢者人口(B)	17,426	17,428	17,446	17,463	17,481	16,037
前期高齢者(C)	8,442	8,492	8,344	8,209	7,745	6,293
前期高齢者率 (C)/(A)	15.92%	16.09%	15.92%	15.76%	15.19%	14.45%
後期高齢者(D)	8,984	8,936	9,102	9,254	9,736	9,744
後期高齢者率 (D)/(A)	16.94%	16.93%	17.37%	17.76%	19.10%	22.37%
高齢化率 (B)/(A)	32.86%	33.03%	33.29%	33.52%	34.30%	36.82%

* 各年10月1日の実績(推計)値

* 令和22年までの人口推計については、住民基本台帳のデータを基にコーホート要因法により推計しました。

2 要介護等認定者の推計

本市の要介護等認定者は増加傾向にあり、令和5年には3,739人になると推計されます。

なお、高齢者人口に占める認定者の割合は、令和5年は21.41パーセントと見込まれ、令和2年と比較し0.61ポイント増加しています。

第8期計画期間においては、要支援1～要介護1の認定者が増加すると推計しています。

《認定者数等の推計》

(単位：人)

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和22年
要支援1	680	700	710	715	725	808
要支援2	528	584	590	597	601	681
要介護1	857	876	895	903	921	1063
要介護2	463	447	445	449	456	518
要介護3	360	346	349	353	360	421
要介護4	415	383	384	387	396	462
要介護5	321	328	333	335	341	396
認定者数合計(A)	3,624	3,664	3,706	3,739	3,800	4,349
65歳以上高齢者(B)	17,426	17,428	17,446	17,463	17,481	16,037
認定率(A)/(B)	20.80%	21.02%	21.24%	21.41%	21.74%	27.12%

* 各年10月1日の実績（推計）値

* 要介護度毎の認定者については、第1号（65歳以上）と第2号（40歳から64歳まで）の被保険者数の合計

第4節 介護サービスの利用状況

1 在宅サービスの利用状況

在宅サービスの利用者数及び給付費は、認定者数に連動して増加する傾向にあります。

本市の特徴として、認定者数は増加していますが、要支援1～要介護1の軽度者の割合が大きくなっており、訪問系が減少傾向にあるのに対して、通所系は横ばい、又は微増となっている状況が見られます。

〈在宅サービス利用者数及び給付費の推移〉

(単位 給付費：千円 利用者：人)

サービスの種類		平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減率
訪問介護	給付費	273,236	272,064	270,648	△0.95%
	利用者	5,270	5,033	4,776	△9.37%
訪問入浴介護	給付費	9,391	10,176	9,335	△0.60%
	利用者	158	157	132	△16.46%
訪問看護	給付費	100,557	108,094	96,098	△4.43%
	利用者	2,496	2,620	2,184	△12.50%
訪問リハビリテーション	給付費	15,608	6,561	7,617	△51.20%
	利用者	381	151	168	△55.91%
居宅療養管理指導	給付費	14,419	15,843	15,648	8.52%
	利用者	1,740	1,948	1,884	8.28%
通所介護	給付費	592,337	590,239	597,391	0.85%
	利用者	8,317	7,999	7,332	△11.84%
通所リハビリテーション	給付費	318,843	336,684	339,195	6.38%
	利用者	4,394	4,516	4,488	2.14%
短期入所生活介護	給付費	128,790	137,328	138,731	7.72%
	利用者	1,728	1,769	1,680	△2.78%
短期入所療養介護	給付費	7,185	8,711	5,343	△25.64%
	利用者	91	117	84	△7.69%
福祉用具貸与	給付費	138,550	137,526	140,280	1.25%
	利用者	10,490	10,651	10,764	2.61%
特定福祉用具販売	給付費	2,496	2,883	2,956	18.43%
	利用者	113	143	144	27.43%
住宅改修	給付費	8,133	7,749	6,853	△15.74%
	利用者	186	192	168	△9.68%
介護付き有料老人ホーム等 (定員30人以上)	給付費	191,428	185,816	189,165	△1.18%
	利用者	1,032	1,000	1,008	△2.33%

* 令和2年度は11月分サービスまでの実績を基に推計 増減率は平成30年度→令和2年度の値

2 地域密着型サービスの利用状況

現在、本市には地域密着型のサービスとして、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下の介護付き有料老人ホーム等）、小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下）があります。

〈地域密着型サービス利用者数及び給付費の推移〉

（単位 給付費：千円 利用者：人）

サービス種別		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	増減率
地域密着型通所介護	給付費	197,346	176,063	178,011	△9.80%
	利用者	2,104	1,092	1,824	△13.31%
小規模多機能型居宅介護	給付費	81,006	71,157	52,976	△34.60%
	利用者	504	443	336	△33.33%
認知症対応型共同生活介護	給付費	442,110	440,241	449,753	1.73%
	利用者	1,827	1,845	1,872	2.46%
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費	60,173	58,831	60,989	1.36%
	利用者	302	298	300	△0.66%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費	67,217	68,524	74,915	11.45%
	利用者	246	244	252	2.44%
認知症対応型通所介護	給付費	104,180	110,436	124,363	19.37%
	利用者	843	850	912	8.19%

* 令和 2 年度は 11 月分サービスまでの実績を基に推計 増減率は平成 30 年度→令和 2 年度の値

3 施設サービスの利用状況

施設サービスの利用については、介護老人福祉施設や介護老人保健施設の伸び率はほぼ横ばいで、設置期限が令和 5 年度末までとなっている介護療養型医療施設については、介護医療院への転換が進んでいます。

〈施設サービス利用者数及び給付費の推移〉

（単位 給付費：千円 利用者：人）

サービスの種類		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	増減率
介護老人福祉施設	給付費	818,167	817,241	854,433	4.43%
	利用者	3,363	3,298	3,328	△1.04%
介護老人保健施設	給付費	729,975	740,428	756,278	3.60%
	利用者	2,551	2,515	2,460	△3.56%
介護医療院	給付費	0	29,501	217,442	—
	利用者	0	80	552	—
介護療養型医療施設	給付費	180,016	144,180	6,118	△96.60%
	利用者	496	416	24	△95.16%

* 令和 2 年度は 11 月分サービスまでの実績を基に推計 増減率は平成 30 年度→令和 2 年度の値

第5節 介護予防サービスの利用状況

1 在宅サービスの利用状況

介護予防（在宅）サービスの利用者数及び給付費は、認定者数の伸びに比例し全体的には増加しているものの、サービスの種類別では増減率にばらつきがみられます。

通所系の通所リハビリテーションと自宅における福祉用具の貸与が、利用者、給付費ともに著しく増加しており、本市の特徴である「軽度者の割合が高い」状況が見られます。

〈在宅サービス利用者数及び給付費の推移〉

（単位 給付費：千円 利用者：人）

サービスの種類		平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減率
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	—
	利用者	0	0	0	—
介護予防訪問看護	給付費	16,787	22,898	27,112	61.51%
	利用者	599	719	816	36.23%
介護予防訪問リハビリテーション	給付費	2,013	2,077	6,907	243.12%
	利用者	71	66	192	170.42%
介護予防居宅療養管理指導	給付費	895	1,191	2,271	153.74%
	利用者	171	205	288	68.42%
介護予防通所リハビリテーション	給付費	90,350	112,480	139,564	54.47%
	利用者	3,020	3,776	4,632	53.38%
介護予防短期入所生活介護	給付費	2,437	2,191	2,109	△13.46%
	利用者	78	85	72	△7.69%
介護予防短期入所療養介護	給付費	0	0	0	—
	利用者	0	0	0	—
介護予防福祉用具貸与	給付費	29,408	36,137	43,845	49.09%
	利用者	4,711	5,401	6,192	31.44%
介護予防特定福祉用具販売	給付費	2,426	2,349	2,216	△8.66%
	利用者	123	111	108	△12.20%
介護予防住宅改修	給付費	7,452	7,016	6,046	△18.87%
	利用者	213	165	156	△26.76%
介護予防付有料老人ホーム等 (30人以上)	給付費	6,157	8,341	9,276	50.66%
	利用者	94	111	132	40.43%

* 令和2年度は11月分サービスまでの実績を基に推計 増減率は平成30年度→令和2年度の値

2 地域密着型介護予防サービスの利用状況

地域密着型介護予防サービスは、要支援1、要支援2の方が受けられるサービスで、住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

〈地域密着型介護予防サービス利用者数及び給付費の推移〉 (単位 給付費：千円 利用者：人)

サービス種別		平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減率
介護予防認知症対応型通所介護	給付費	3,152	2,018	1,148	△63.58%
	利用者	52	34	24	△53.85%
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費	1,362	2,653	3,332	144.64%
	利用者	22	42	48	118.18%
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費	0	882	2,722	—
	利用者	0	4	12	—

* 令和2年度は11月分サービスまでの実績を基に推計 増減率は平成30年度→令和2年度の値



第6節 地域支援事業の実施状況

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業です。

〈地域支援事業費の推移〉

(単位 給付費：千円)

事業名	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 介護予防・日常生活支援総合事業	197,809	215,362	233,368
① 訪問型サービス	40,846	44,523	50,000
② 通所型サービス	109,581	117,538	126,000
ア 通所型相当サービス	109,581	117,538	126,000
イ 通所型サービスC	0	0	0
③ その他生活支援サービス	1,673	2,552	2,700
④ 介護予防ケアマネジメント	32,441	34,042	36,647
⑤ 審査支払手数料	836	886	900
⑥ 高額介護予防サービス費相当事業等	294	472	800
⑦ 一般介護予防事業	12,138	15,349	16,321
ア 介護予防対象者把握事業	2,925	4,210	2,303
イ 介護予防普及啓発事業	1,554	1,421	2,177
ウ 地域介護予防活動支援事業	7,659	9,373	11,346
エ 一般介護予防事業評価事業	0	0	0
オ 地域リハビリテーション活動支援事業	0	345	495
2 包括的支援事業及び任意事業	117,121	119,924	118,209
① 包括的支援事業	103,311	105,443	99,781
ア 地域包括支援センター運営業務	88,801	88,401	79,878
イ 包括的支援事業	14,510	17,042	19,903
(ア) 在宅医療・介護連携推進事業	4,836	4,836	4,836
(イ) 生活支援体制整備事業	3,879	6,020	8,111
(ウ) 認知症初期集中支援推進事業	3,762	3,517	4,653
(エ) 認知症地域支援・ケア向上事業	2,033	2,669	2,303
(オ) 地域ケア会議推進事業	0	0	0
② 任意事業	13,810	14,481	18,428
ア 介護給付費適正化事業	149	184	283
イ 家族介護支援事業	7,607	7,110	9,901
ウ その他の事業	6,054	7,187	8,244
(ア) 高齢者成年後見制度利用支援事業	0	0	567
(イ) 住宅改修支援事業	6	10	20
(ウ) 認知症ホ－ル等養成事業	82	56	157
(エ) 地域自立生活支援事業	5,966	7,121	7,500

* 令和2年度は、令和2年12月末現在の予算額を計上しました。

第7節 高齢者・事業所・ケアマネジャーに対するアンケート調査

1 介護予防日常生活圏域ニーズ調査・高齢者等実態調査

※ 以下本文の中では、高齢者実態調査等と総称します。

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定のための基礎資料を得ることを目的に、高齢者等の実態、意識及び意向の調査分析を行う。

イ 調査時期 令和元年11月22日（金）～令和2年1月10日（金）

ウ 調査対象及び調査方法

調査の種類	一般高齢者調査	若年者調査	在宅要介護(要支援)者調査
調査対象者	介護保険の被保険者で65歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない者	40歳以上65歳未満の者のうち、要介護認定を受けていない者	介護保険の被保険者で要介護認定を受けている在宅の者
対象者の抽出	無作為抽出	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送発送・回収	郵送発送・回収	郵送発送・回収

エ 調査数及び回収率

調査の種類	一般高齢者調査	若年者調査	在宅要介護(要支援)者調査
配布数	1,200件	1,500件	1,200件
回収数	668件	594件	594件
有効回答数	668件	594件	592件
同上回収率	55.6%	39.6%	49.3%

2 介護人材実態調査・居所変更実態調査・在宅生活改善調査

※ 以下本文の中では、在宅生活改善調査等と総称します。

(1) 調査の概要

ア 調査の目的

介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定のための基礎資料を得ることを目的に、事業所の管理者や所属のケアマネジャーに対し、調査分析を行う。

イ 調査時期 令和2年3月23日（月）～令和2年4月30日（木）

ウ 調査対象及び調査方法

調査の種類	介護人材実態調査	居所変更実態調査	在宅生活改善調査
調査対象者	全介護事業所の管理者又は代表者	入所・入居系サービスの管理者又は代表者 ※サ高住や住宅型有料老人ホームを含む	居宅介護事業所及び小規模多機能型居宅介護支援事業所の管理者及びケアマネジャー
対象者の抽出	無作為抽出	全事業所対象	全事業所対象
調査方法	メール便発送・回収	メール便発送・回収	メール便発送・回収

エ 調査数及び回収率

調査の種類	介護人材実態調査	居所変更実態調査	在宅生活改善調査
配布事業所数	26件	39件	25件
回収数	18件	34件	21件
有効回答数	18件	34件	21件
同上回収率	69.2%	87.2%	84.0%

3 調査結果（主なもの）

(1) 健康状況（疾病状況）

現在治療中又は後遺症のある病気については、「一般高齢者」「在宅要介護者」とともに「高血圧」が約5割となっており、次いで「一般高齢者」では「目の病気」、「在宅要介護者」では「筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）」が上位となっている。

(2) 住み慣れた地域での居留意向

住み慣れた地域での居留意向については、「一般高齢者」「在宅要介護者」とともに約8割が「現在の住居にずっと住み続けたい」とし、住み慣れた地域における生活を望んでいることが伺えるものの、「在宅要介護者」では「介護保険施設に入所したい」とする回答も一定数みられる。

(3) 受けたい介護

受けたい介護については、「一般高齢者」「若年者」とともに「家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい」が上位となっている。

また、介護を頼みたい相手については、「一般高齢者」では「配偶者」が、「若年者」では「ヘルパーなどの介護専門職」が上位となっている。

第8節 計画策定の課題

1 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、高齢者介護、障害福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが役割を持ち、助け合いながら暮らしていただけることのできる包括的な社会をいいます。

高齢化が進む中では、地域包括ケアシステムがこの実現のための中核的な基盤となります。地域包括ケアシステムは、「地域共生社会」の実現のための「システム」「仕組み」としてとらえる必要があります。

2 地域包括ケアシステムの深化及び推進に向けた取組

高齢者実態調査等や在宅生活改善調査等の結果から見ると、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことを、多くの人が望んでいます。一方で、本市でも、高齢化の進行とともに、地域において認知症の方や医療を必要とする方が増えることが予想されます。

そこで、在宅生活を支える医療と介護の連携や認知症施策をはじめとする地域包括ケアシステムの深化を目指す必要があります。また、自助力・互助力が発揮できる地域づくりを目指し、地域住民と共に関係機関等の連携強化を一層進めていくことが課題です。

3 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり

高齢者実態調査等の結果から見えてきますが、高齢者一人ひとりが、健康でいきいきと暮らせるよう、健康づくりや生きがいつくりの重要性は増えています。そのためには、誰もが地域で気軽に交流できる機会づくりを進めるとともに、就労も含めた活躍できる場の創出が必要です。

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援が課題です。

4 自立支援と重度化防止のための取組

要介護者等が、リハビリテーションの必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期リハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへ切れ目のないサービス提供体制が求められています。

地域リハビリテーション広域支援センターを始め、医療・福祉・介護等の関係団体や地域包括支援センターの連携強化を図り、地域リハビリテーションの提供体制づくりを推進します。

5 高齢者にやさしいまちづくり（介護保険サービスの充実と多様なサービスの創出）

在宅生活改善調査等の結果から見えてきますが、高齢者ができる限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように、暮らしを支える多様なサービスを創出する必要があります。

本市では、高齢化が進む中、第1号被保険者の認定者数も増加傾向となっています。特に75歳以上で認定率が大きく上昇することから、75歳以上の方の増加に伴う介護サービス需要を的確に捉えていくことが重要です。

また、介護保険サービスだけでなく、高齢者のニーズに応じて、多様なサービスの創出を行うことも必要です。

今後は、サービスを必要とする方に適切なサービスが切れ目なく提供されるようサービスの種類や量の確保を図るとともに、質の向上に向けて、人材確保や人材育成の支援を充実することが課題です。

6 相談機能の強化・支援体制の充実

地域包括支援センターをはじめとする身近な相談機関と、各福祉分野の相談支援機関、市民活動団体などが相互に連携して、各分野を超えて相談を丸ごと受け止める相談体制と、相談者やその世帯に寄り添い、自己決定権を尊重しながら、保健・医療、権利擁護、住まいなどに関する多機関が連携した包括的な相談支援体制の更なる構築が必要です。

7 介護保険制度改正への対応

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年6月）に基づき、令和3年4月から順次施行される介護保険制度改正等についての主な内容は以下のとおりです。

(1) 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行い、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

(2) 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

ア 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。

イ 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。

ウ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

(3) 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

- ア 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。
- イ 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ウ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

(4) 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- ア 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- イ 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ウ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

(5) 社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

—第1部 総論—

第3章 計画の基本方針

第1節 基本的な考え方

本市においては、第二次総合計画第3章に掲げる基本方針「子どもから高齢者まで健やかに暮らせる支え合いのまちづくり」を基にし、介護保険法制定の趣旨である高齢者の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことのできるよう高齢者の自立支援のための施策を進めます。

そのためには、地域における地域包括ケアシステムの深化や高齢者に包括的・継続的な支援を行う地域ケアを推進するとともに、地域コミュニティによる高齢者を支える体制づくりを支援し、多様な生活支援の充実を図ります。

また、高齢者の社会参加活動や生きがい対策の取組を促進し、高齢者が活躍できるまちづくりを推進するとともに、介護（予防）・高齢者福祉サービスの充実と認知症施策の推進及び権利擁護体制の整備を図り、安心と安らぎのある体制づくりを推進します。

さらに、必要な介護基盤については、今後のサービス利用状況や地域医療構想との整合性を図りながら、計画的に維持・整備していきます。

第2節 施策の体系

前節に掲げる基本的な考え方を基に、次の施策体系を設定し、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定します。

1 多様な生活支援の充実

- (1) 地域包括ケアシステムの深化
- (2) 地域ケアの推進
- (3) 高齢者を支える地域づくりの推進

2 高齢者が活躍できるまちづくりの推進

- (1) 高齢者の社会参画の推進
- (2) 安全で快適な環境の確保

3 安心と安らぎのある体制づくりの推進

- (1) 介護（予防）・高齢者福祉サービスの充実
- (2) 認知症施策の推進
- (3) 権利擁護体制の整備

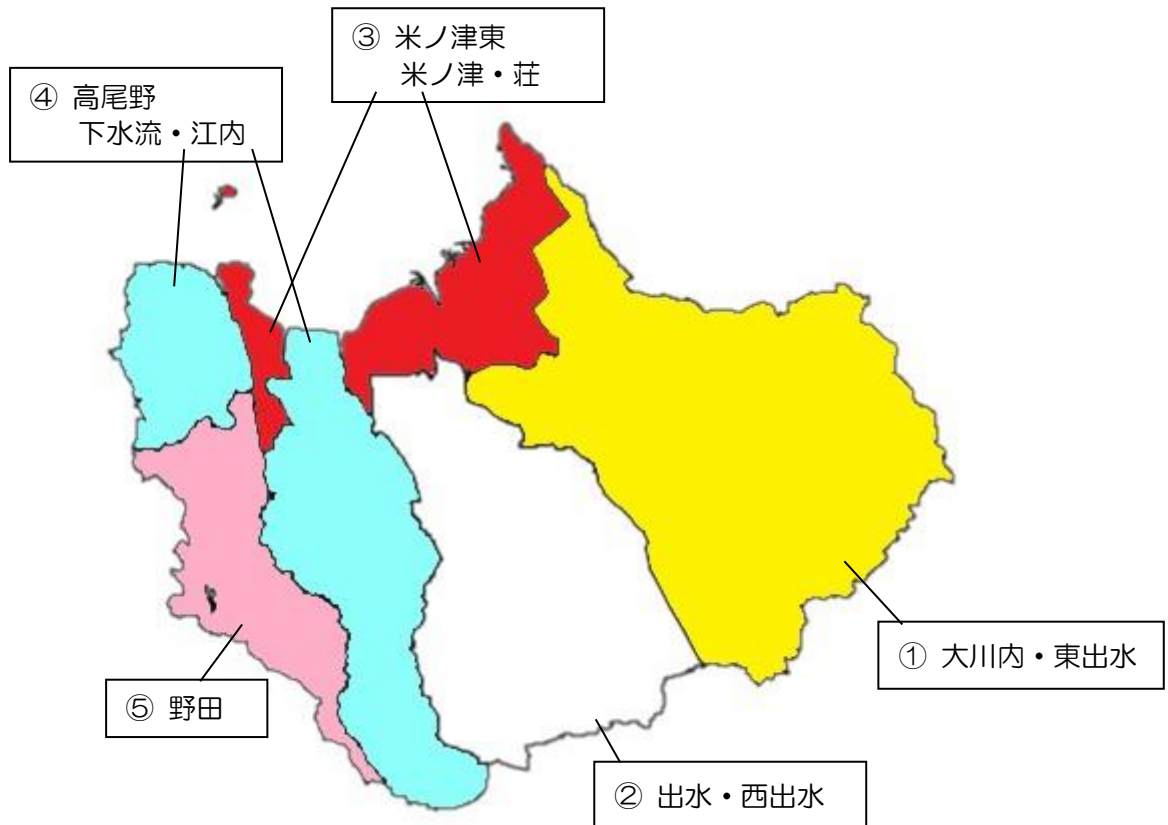
4 介護基盤の整備

- (1) サービスの基盤整備
- (2) 介護療養病床等からの転換
- (3) 地域医療構想との整合性の確保

第3節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める地域とされています。

第8期計画期間においては、前期計画と同様に5圏域を日常生活圏域として設定しています。



各日常生活圏域の状況（令和2年10月1日現在）

	自治会数	人口	65歳以上人口	高齢化率	在宅介護支援センター
①	36	6,334人	2,115人	33.39%	東出水地区センター (大田原住宅自治公民館内)
②	69	16,838人	5,019人	29.81%	出水地区センター (ニューライフいずみ内)
③	55	12,886人	4,600人	35.70%	米ノ津地区センター (出水総合医療センター内)
④	60	13,088人	4,239人	32.39%	出水市役所高尾野支所
⑤	33	3,893人	1,453人	37.32%	在宅介護支援センター野田の郷
計	253	53,039人	17,426人	32.86%	

第 2 部

各 論



—第2部 各論—

第1章 施策の展開

第1節 多様な生活支援の充実

第1節 多様な生活支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくためには、多様な生活支援サービスと高齢者自身の社会参加が必要になってきます。また、多様な主体による生活支援サービスの提供に元気な高齢者がその担い手として活躍することが期待されており、高齢者自身が社会的役割を持つことで生きがいづくりや介護予防にもつながることになります。

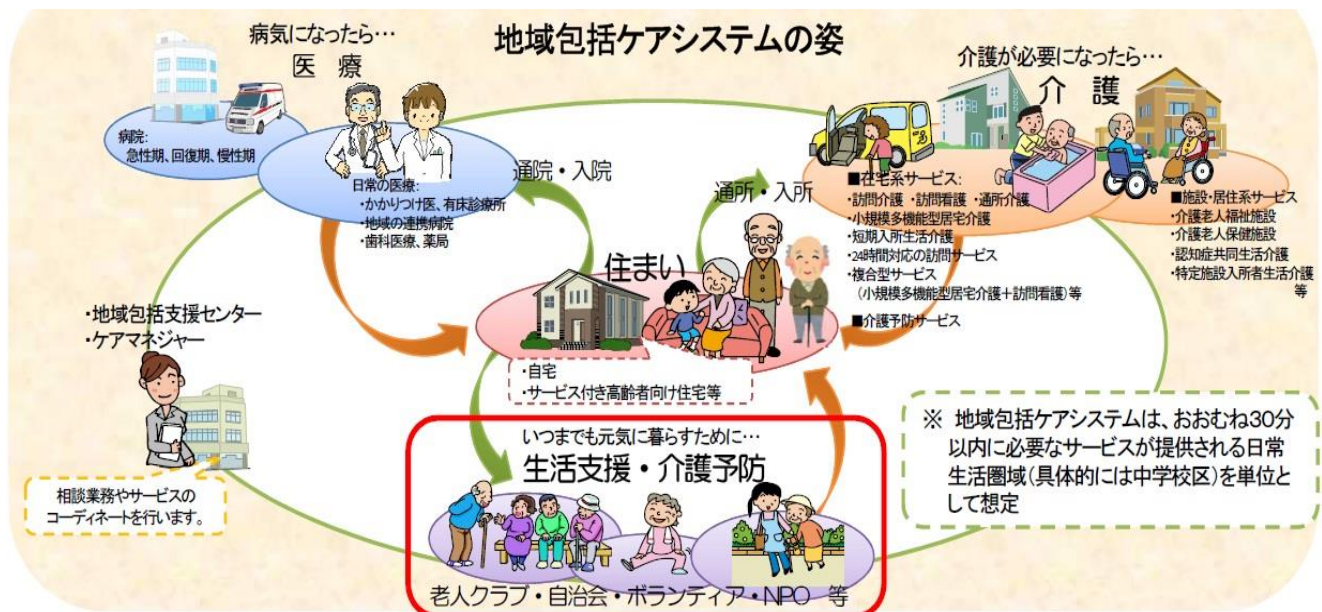
これらのことから、高齢者が社会的役割を担い、活躍できる地域づくりを推進すると同時に、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人等地域の多様な事業主体による生活支援・介護予防サービスを提供できる体制づくりに努めます。

1 地域包括ケアシステムの深化

地域の実情に応じて、多様な支援を提供することができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化させていくことが重要です。

今後ますます高齢者が増加し、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する必要があるため、これまでの取組を踏まえつつ、各専門職が協働して地域におけるネットワークを構築し、地域が抱える課題の解決に向けて継続的に支援する体制をさらに充実させます。

(1) 地域包括ケアシステム



(2) 在宅医療・介護連携推進事業

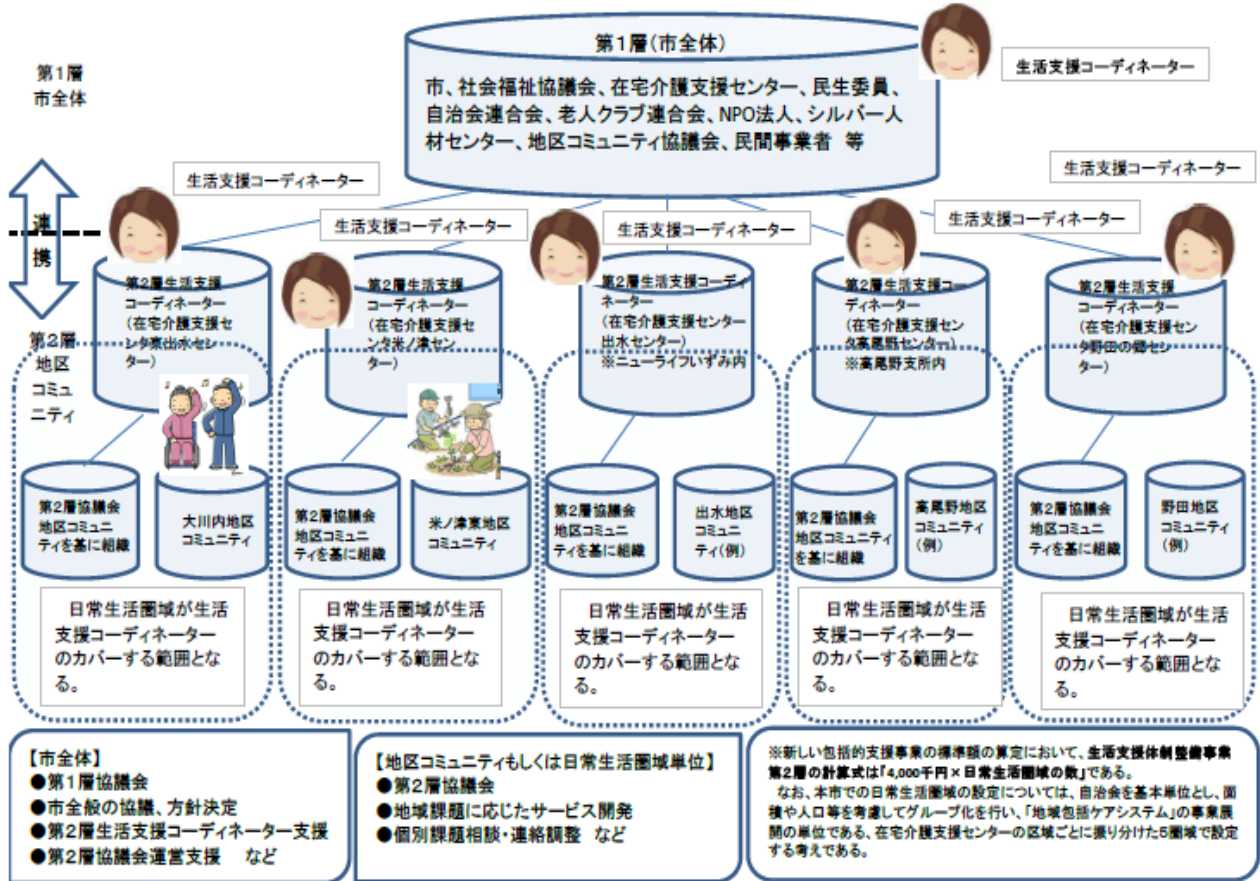
医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供し、在宅生活を支援する医療機関と介護サービス事業者等の関係者の連携強化を図ります。そのため、阿久根市、長島町との2市1町の二次医療圏域で出水郡医師会に委託して「出水地区在宅医療・介護連携推進協議会」を設置し、二次医療圏における医療と介護の連携を深めます。

(3) 生活支援体制整備事業

地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、生活支援体制整備事業を行います。そのために日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターの配置や出水市高齢者生活支援推進協議会の設置を行い、高齢者の多様な日常生活の支援体制の充実・強化や高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。

生活支援コーディネーターは、地域の高齢者のニーズや地域に不足している介護予防や生活支援のサービスの把握、サービスの開発に向け地域の関係団体等への働きかけや情報共有・連携体制の整備、サービスの担い手の発掘や要請、地域のニーズと不足するサービスのマッチング等の活動を行っています。具体的な例として、ドライブサロンや移動販売、健康体操などへの支援を継続的に行っています。

出水市における区分: 第1層 市全体 第2層 日常生活圏域単位(協議会は地区コミュニティ単位)



2 地域ケアの推進

高齢者に対して、住み慣れた地域で包括的・継続的な支援が行えるよう人材育成と環境づくりを図り、関係機関が連携して地域ケアを推進するとともに、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

(1) 地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、出水市が設置主体となり、保健福祉部いきいき長寿課内に設置されています。センターの運営にあたっては、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。

主な業務は、介護予防事業や包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）及び予防給付に関する指定介護予防支援事業を行います。

(2) 地域包括支援センターの機能強化

高齢者に関する多様な相談を総合的に受け止め、関係機関と連携して高齢者が適切なサービスや社会資源を活用していけるように情報提供を行うなど、地域包括支援センターの機能の充実を図っていきます。

さらに、地域ケア会議を通じて地域の課題を捉え、地域住民や関係機関とともに地域のネットワークを構築しつつ、包括的・継続的な支援を行う地域包括ケアシステムの一端を担っていきます。

今後、在宅医療・介護連携に係る施策や認知症施策、生活支援・介護予防サービスの基盤整備等の推進を図る中で、業務量に応じた適切な人員体制と運営費の確保に努めます。また、保険者等関係機関とのさらなる連携強化を図りながら、地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化し、業務内容や運営状況に資する情報を公表して、効率的かつ効果的な運営を目指します。

(3) 在宅介護支援センター

市内に4か所の在宅介護支援センター（ブランチ）があり、地域の高齢者の実態把握、在宅介護に関する相談や、情報提供、総合調整などを行い、住民の身近な総合相談窓口としての機能を担っています。

<実績と目標量>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数（件）	1,563	1,692	1,032	1,700	1,700	1,700

* 令和2年度は10月末現在

(4) 地域ケア会議

地域ケア会議（介護保険法第115条の48第1項に規定する会議）は、介護支援専門員、保健・医療及び福祉に関する専門知識を有する者、民生委員その他の関係者等により構成される会議で、支援の必要な者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うこととなっています。

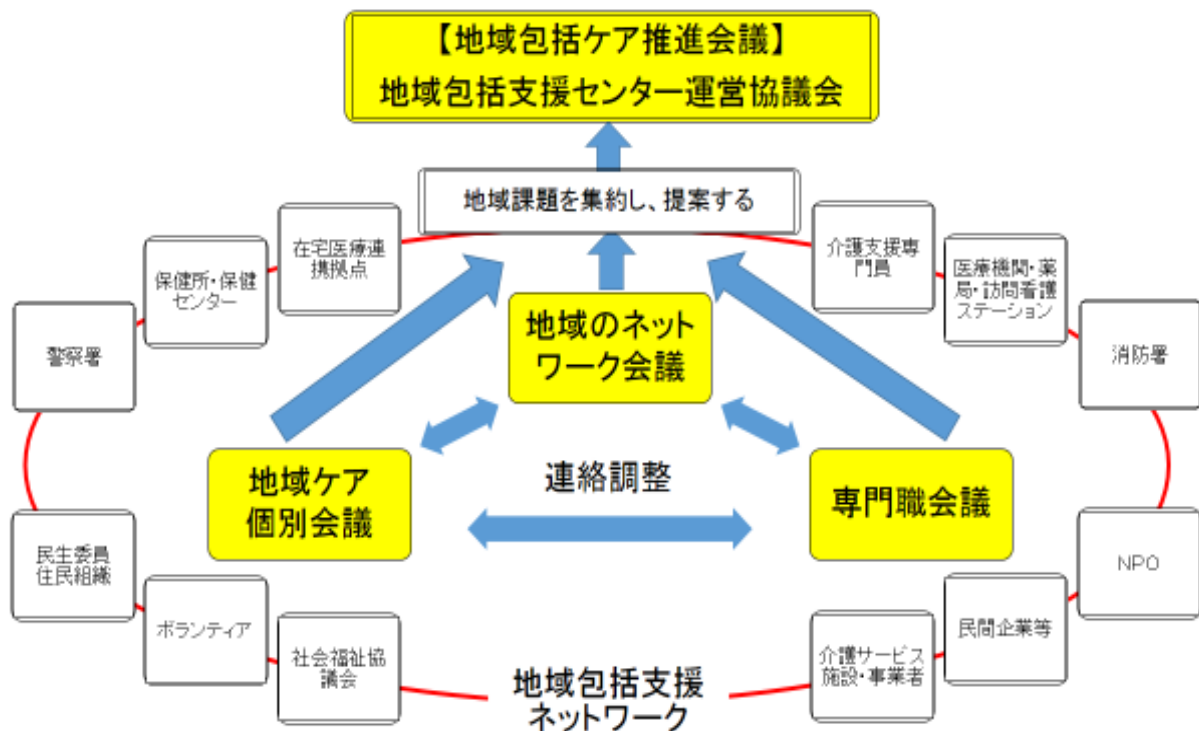
現在、個別ケースの検討を行う「個別ケア会議」「地域の困りごと探そ会」や、対象者を特化し、自立支援、重度化防止につなげる「地域ケア介護（介護予防）」「地域ケア会議（訪問介護）」、また、民生委員等の定例会に合わせた「地域のネットワーク会議」を実施しています。

地域ケア会議として、自立支援や重度化防止を目的に個別ケースの検討を重ね、さらに、把握された地域課題を地域づくりや政策形成につなげていくシステムを構築します。

<実績と目標量>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別ケア会議(回)	4	4	3	6	6	6
地域の困りごと探そ会(回)	10	10	4	10	10	10
地域ケア会議(介護予防)(回)	9	9	5	10	10	10
地域ケア会議(訪問介護)(回)	9	9	4	6	6	6
地域のネットワーク会議(回)	—	—	0	8	8	8

* 令和2年度は10月末現在

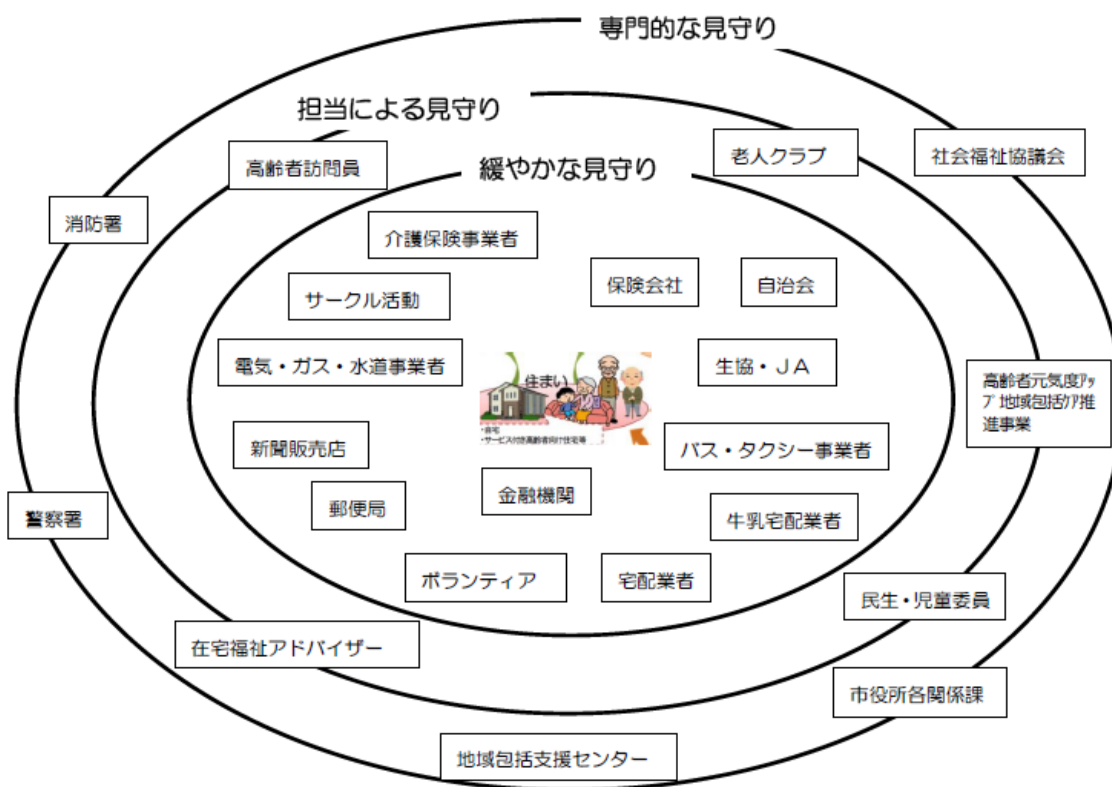


(5) 高齢者見守り体制整備

地域で生活している高齢者等が、安心して暮らし続けることができるよう、地域で活動する民生委員・児童委員はもちろん、地域の若い世代から高齢者自身、民間事業者も見守りの担い手として役割を担う「緩やかな見守り」の体制づくりを進めています。

令和2年1月に、生活協同組合コープ鹿児島、鹿児島相互信用金庫、日本郵便株式会社米ノ津郵便局（市内10郵便局を代表して）の3事業所と本市との「出水市高齢者等見守り活動協定調印式」を行い、この協定により、地域の中で支援が必要と思われるひとり暮らしの高齢者をはじめ、障がい者や子供の安全等の見守り活動を、協力事業者に日常業務の中で取り組んでいただいています。

見守りネットワークの仕組み（イメージ図）



(6) 地域共生社会に向けた取組の推進

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていく社会のことです。

地域共生社会の実現のために、「我が事・丸ごと」の地域づくりや、包括的な支援体制の整備として、高齢者と障がい者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに位置づけられた「共生型サービス」を実施しています。

3 高齢者を支える地域づくりの推進

様々な人との関わりは、高齢者の支援に有効であり、また、豊かな地域づくりにもつながるため、介護予防を通じ、住民主体による地域の通いの場等、誰もが集える環境づくりを推進します。

また、住民による健康づくりや趣味の活動に参加意向のある高齢者の割合は60パーセントを超え、「企画・運営」での参加意向のある高齢者も40パーセントを超えることから、地域の中で役割と生きがいを持てる活動の場づくりに努めます。

(1) 介護予防（出水こけん塾）

出水こけん塾は、主に自治会単位で実施しており、ころばん体操（転倒予防体操）を取り入れた住民主体の通いの場です。

住民主体の「通いの場」を地域に増やし、外出や運動、交流の機会を作り出すことによって、健康増進・介護予防を図るとともに、地域のつながりを強化できるように支援していきます。

また、体成分測定器（InBody）を活用した評価や分析を行い、併せてリーダーの人材育成を行いながら、展開を進めていきます。なお、運営に関しては、住民主体を基本としますが、新型コロナウイルス感染症予防対策等の徹底や情報提供を適宜行いながら、継続支援を図ります。

さらに、主な活動内容が体操（運動）であるこけん塾以外の住民主体の通いの場の把握をし、地域分布の可視化を行います。

<実績と目標量>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体数	21か所	37か所	46か所	52か所	60か所	68か所
参加者数	399人	626人	699人	868人	998人	1,128人

*令和2年度は10月末現在

(2) とび出せ広がり笑顔塾

高齢者一人ひとりの生活や人生を尊重し、できる限り自立した生活を送るためには、閉じこもり予防や、筋力、能力、心の意欲などの低下を予防することが大切です。

そこで、自分の健康づくりとともに地域の中で介護予防を実践するリーダーの育成及び活動の支援をしています。

(3) 高齢者元気度アップ・ポイント推進事業

高齢者の健康維持や介護予防への取り組みを促進するため、高齢者の健康づくりやボランティア等の社会参加の活動に対し、地域商品券に交換できるポイントを付与しています。

<実績と目標量>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ポイント交換者数(人)	2,247	2,598	1,825	2,000	2,100	2,200

*令和2年度は見込み

(4) 多様なサービス体系の構築

既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援します。なお、サービス提供時には、高齢者は支える側に回ることもあり、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持していきます。

(5) 健康づくりの推進

生活の質を高め、健康寿命を延ばすためには、乳児期からのすべてのライフステージにおける健康づくりを推進し、継続していくことが大切です。本市は、「みんなでつくる活力都市 住みたいまち 出水市」の実現を目指し、子どもから高齢者まで健やかに暮らせる支え合いのまちづくりを進めるため、令和2年度から令和6年度までの「健康いずみ 21（第3次）」を策定し、健康づくりの推進に努めています。

また、健康寿命の延伸を図るため、介護予防・フレイル対策（運動、口腔、栄養等）や生活習慣病などの疾病予防・重症化予防を推進し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する仕組みを構築していきます。

―第2部 各論―

第1章 施策の展開

第2節 高齢者が活躍できるまちづくりの推進

第2節 高齢者が活躍できるまちづくりの推進

1 高齢者の社会参画の推進

高齢者が住み慣れた地域で、元気に楽しく生活を送るためには、地域に住む市民の一人として、自らの意思で積極的に地域づくりに参加するなど、自分自身の役割を果たすことが大切です。

また、これまで高齢者の培った経験、豊富な知識や知恵が活かされる様に、様々な社会活動や趣味活動などに参加してもらい、高齢者がやる気と生きがいを持って、活躍できるまちづくりを目指す必要があります。

さらに、超高齢社会が進むなかで、地域社会においては、元気な高齢者がその豊富な知識や経験、能力等を活かしながら、積極的に地域の活動やボランティア等に参加し、他の高齢者を支えるなど、高齢者自身がサービスを受けるばかりでなく、サービスの担い手となることも求められてきています。

併せて、高齢者の中には、就業の意欲も高く働くことに生きがいを感じている方も多いため、高齢者の就労支援も必要となります。

(1) 生涯学習の推進・環境の充実

生涯を通じ新しい知識や技術を身に付け、生活に役立つ情報などを共有し充実した人生を過ごしたいという市民の気運が高まっています。また、価値観やライフスタイルの変化に伴い、学習に対する市民のニーズも多様化しています。

本市では、現在、中央公民館を中心とした公民館講座や3地区で高齢者大学を開設しています。今後も多様なニーズに対応した学習機会等を積極的に提供していきます。

そこで、市民が「いつでも、どこでも、だれとでも」学習できる環境を整え、学習内容の充実を図るとともに、関係機関と連携し、地域学校協働活動の推進を図るなど、活躍できる機会の充実に努めます。また、多様な学習の支援者として、生涯学習講座受講生を募り、豊富な経験や技能を持った指導者を確保するとともに、その人材の周知・広報に努めます。

(2) ボランティア活動の推進

出水市社会福祉協議会が設置している「ボランティア活動センター」と各種団体との連携により、ボランティアの需給調整や情報提供、人材の養成と育成を総合的に実施できるよう検討し、高齢者の介護施設への訪問ボランティア活動の推進等、ボランティア制度の確立を目指します。

また、これまでの地域ボランティアの推進だけでなく、地域における高齢者同士の声かけや見守り、話し相手など、地域で高齢者が高齢者を支える仕組みを確立するため、地域包括支援センターや民生委員、地域自治会、学校等と連携して取り組みます。

(3) 老人クラブ活動の支援

老人クラブは、老人福祉法において老人福祉を増進するための事業に位置付けられ、多くの会員とリーダーの手で支えられ継承され、超高齢化が進む中、健康づくりや地域貢献活動等を行う老人クラブの役割は、今後ますます重要となります。

活動を通して、仲間づくり、生きがいづくり、健康づくり等、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を活かして地域と共同し、地域を豊かにする社会運動に取り組み、保健福祉の向上に努めていく活動を引き続き支援します。

◆老人クラブの状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
助成クラブ数	56	54	52
会員数(人)	3,199	3,110	2,863

*令和2年度は10月末現在

(4) 就労対策の推進

高齢者においても、仕事をすることに生きがいを感じている方の割合は高く、就業意欲は高い傾向にあるようです。

国や県の施策に対応しながら、ハローワークや商工会議所などの関係機関との連携を密にし、雇用の安定と促進に努めます。

シルバー人材センターでは、定年制の延長や働き方改革の影響によりセンターの会員数にも影響がある中で、会員増を図るため、魅力ある仕事の確保・開拓、多様な会員活動の環境整備が必要となります。また、新型コロナウイルス感染症の対応として厚生労働省が示した「新しい生活様式」に沿った入会の説明や就業のあり方を工夫するなど、より効率的な方法を検討する必要があります。

地域の実情等に応じた就業の開拓や拡大を図るとともに、会員の自主的な組織活動を推進し、効率的な事業運営に努め、高齢者の生きがい対策の重要な施策の一つとして今後も活動の充実を図り、事業の推進に努めます。

■ 出水市シルバー人材センター

働く意欲と能力を持ったおおむね60歳以上の高齢者に、生きがいづくりの場として臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、活力ある地域社会づくりに貢献することを目的として設立されました。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録者数(人)	282	281	276
男	197	196	187
女	85	85	89
受託件数(件)	3,902	3,611	2,229
受託事業	3,724	3,374	2,103
派遣事業	178	237	126
延べ就労者数(人)	26,639	24,869	13,961
受託事業	24,181	21,263	11,652
派遣事業	2,458	3,606	2,309
事業収入(千円)	149,188	138,932	79,487
受託事業	136,460	120,433	67,540
派遣事業	12,728	18,499	11,947

* 令和2年度は10月末現在

2 安全で快適な環境の確保

高齢者が重度な要介護の状態になっても住み慣れた地域において、日常生活を送ることができるような環境を整備することは、介護予防の施策と同様、欠かせない要素になります。

高齢者生活支援の側面から、行政の関係課、関係機関とも情報共有を図り、連携しながら安全で快適な環境づくりを進めていきます。

(1) 住環境の整備

高齢者が安心して在宅生活を送るためには、日常生活の場である住宅を高齢者にとって安全で住みやすい環境にすることが重要な要素です。

介護予防の推進や介護が必要となっても在宅生活が続けられるよう、手すりの設置や段差解消等のバリアフリー化を推進するとともに、市営住宅においては、高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）の確保及び環境整備を図り、高齢者の暮らしに配慮した住環境改善に努めます。

ア 住環境整備の促進

住生活基本計画における、高齢者・障がい者へ配慮した住宅・住環境の整備として、高齢者や障がい者の居住を支える様々な組織や団体等との連携を図りながら、住宅のバリアフリー化を促進します。

また、誰もが快適に使用できるユニバーサルデザインの考えを取り入れた住宅の普及を進めるため、住宅において配慮すべき内容についての情報提供の充実、住宅相談への対応等に努めます。

イ 良質な市営住宅の提供

住宅に困窮している者に対し、市営住宅の提供を行い、社会情勢の変化に対応した居住水準の向上に努めます。

また、既存住宅の機能向上と長寿命化に努め、人口減少社会等に対応した団地の集約・再編等に取り組むとともに、高齢者、障がい者等の対策としてバリアフリー化を図り、良質な住宅の供給を行います。

(2) 安全で快適な環境づくりの推進

市民が安全で快適な生活を送るためには、高齢化社会や多様化するニーズに対応できる道路（歩道の段差解消等のバリアフリー化等）の整備を行うとともに、高齢者にとって外出しやすい環境づくりが必要です。

また、高齢者は身体機能や判断能力の低下により、災害発生時等に的確な行動が困難となり、災害や事故にあう危険性が高いことから、災害および事故等に対し、高齢者が安全に安心して暮らせる防災・防犯体制を整備する必要があります。

さらに、日常生活の中での消費者契約のトラブルや振り込め詐欺などを未然に防ぐ必要があります。

そのために、各関係機関と連携協力し、安全で快適な環境づくりが求められます。

ア 道路環境の整備

全ての市民が安全で安心して利用できるよう歩道の段差解消等のバリアフリー化や街路灯・区画線などの道路附属施設の整備を推進します。

また、大雨や地震などの災害リスクが高まっていることから、災害防止を視野に入れた道路整備に努めます。

併せて、分かりやすい道路案内標識や施設案内板等の充実に努め、安全で円滑な道路交通環境整備を推進します。

イ 交通手段の確保

高齢者が社会活動に自主的に参加し、生きがいを持って暮らせる地域社会を実現するためには、高齢者が自分の意志で自由に外出しやすい環境、特に交通手段の確保が重要となります。

交通手段の確保は、生活全般を支援するものであり、関係部署と連携しながら確保に取り組みます。

ウ 交通安全対策の充実

関係機関・団体と協力し、子どもや高齢者を対象とした参加・体験型の交通安全教室やキャンペーンなどを継続的に実施することで、交通安全教育・啓発の推進に取り組みます。

エ 災害時に対する備え

地域防災計画等に沿って、地震や水害等に対して高齢者の生活を支える施策に取り組めます。

また、災害時に避難行動要支援者の生命と身体を守るため、各関係機関と連携・協力して対象者を把握し、地域の特性や実情を踏まえて、避難支援の体制整備を図るとともに、市内の各介護事業所において、避難確保計画が作成され、計画に基づいて防災訓練（避難訓練）が実施できるよう支援します。

オ 防犯体制の充実

市防犯協会と連携し、ボランティア団体による防犯パトロール隊の育成・強化に努めるとともに、防犯キャンペーンなどの広報活動の継続実施や防犯灯設置・維持による防犯環境整備により市民の防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

カ 消費生活センターの機能充実

県消費生活センターをはじめ、関係機関との連携等により、迅速かつ的確に対応できる消費者相談体制の充実に努めます。

また、消費生活に関する知識の向上を図るため、特に高齢者と若年層に重点を置いた消費者教育の実施や適切な情報の提供、消費者意識の啓発に取り組めます。

キ 新型インフルエンザ等を含めた感染症に対する備え

令和2年度には、面会や外泊を制限されている介護施設の利用者の精神的な安定を図るため、本市指定の入所施設に対してオンライン面会の実施に必要な環境整備等の費用について助成を行いました。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、各介護事業所においては、感染拡大防止に必要な衛生用品を備蓄しておくことが重要です。

今後においても、介護事業所等に対して感染症対策についての周知啓発を行うとともに、各関係機関と連携して、介護事業所等における感染症の発生時に必要な物資を速やかに提供できる体制づくりに努めます。

－第2部 各論－

第1章 施策の展開

第3節 安心と安らぎのある体制づくりの推進

第3節 安心と安らぎのある体制づくりの推進

団塊の世代が75歳以上となる2025年の超高齢社会の到来を見据え、高齢者が重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して日常生活を継続することができる社会を構築する「地域包括ケアシステム」を実現するために、必要な介護サービスを提供します。

また、高齢者人口及び要介護者数の伸び、介護保険サービス種別の利用率や利用回数等の過去の推移等を加味して算出すると、計画期間における各介護サービスの見込みは以下のようになります。

1 介護（予防）・高齢者福祉サービスの充実

介護を必要とする高齢者のみならず、全ての高齢者を支援するため、介護（予防）・高齢者福祉サービスの充実に努めます。

(1) 介護給付の充実

ア 居宅サービス

(7) 訪問介護

要介護者を対象に、ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介助や、調理・洗濯・掃除などの日常生活のお世話をを行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(回/月)	9,592	10,008	10,548	8,916	8,929	8,975
利用実績		9,108	8,828	8,401			
対計画値		94.95%	88.21%	79.65%			
計画値	(人/月)	460	472	489	430	431	432
利用実績		441	410	398			

(4) 訪問入浴介護

要介護者の自宅を移動入浴車で訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(回/月)	59	61	63	71	71	71
利用実績		66	71	65			
対計画値		111.86%	116.39%	103.17%			
計画値	(人/月)	11	11	12	12	12	12
利用実績		13	13	11			

(ウ) 訪問看護

看護師等が要介護者の自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(回/月)	1,846	1,878	1,945	2,501	2,510	2,573
利用実績		2,311	2,549	2,214			
対計画値		125.19%	135.73%	113.83%			
計画値	(人/月)	177	178	181	204	205	210
利用実績		203	212	182			

(エ) 訪問リハビリテーション

主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士・言語聴覚士が要介護者の自宅を訪問し、心身の機能回復や日常生活の自立支援のためのリハビリテーションを行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(回/月)	657	685	729	228	231	231
利用実績		473	186	214			
対計画値		71.99%	27.15%	29.36%			
計画値	(人/月)	47	49	52	15	15	15
利用実績		31	13	14			

(オ) 居宅療養管理指導

病院や診療所の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が要介護者の自宅を訪問し、定期的に療養上の管理及び指導等を行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	137	140	144	167	169	170
利用実績		136	152	157			
対計画値		99.27%	108.57%	109.03%			

(カ) 通所介護

要介護者を対象に、デイサービスセンターに通って、入浴・排泄などの介護や食事の提供、その他の日常生活の支援や機能訓練などを日帰りで行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(回/月)	6,667	6,712	6,759	6,662	6,731	6,629
利用実績		6,302	6,334	6,307			
対計画値		94.53%	94.37%	93.31%			
計画値	(人/月)	703	710	715	651	658	648
利用実績		666	635	611			

(キ) 通所リハビリテーション

要介護者を対象に、介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排泄などの介護や生活向上のための機能訓練などを日帰りで行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(回/月)	3,163	3,292	3,384	3,503	3,520	3,531
利用実績		3,232	3,400	3,383			
対計画値		102.18%	103.28%	99.97%			
計画値	(人/月)	349	360	368	384	386	387
利用実績		365	373	374			

(ク) 短期入所生活介護

要介護者を対象に、介護者の疾病や出産、社会的行事、休養や旅行等の理由により一時的に介護が困難になった場合、短期間特別養護老人ホーム等で日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(回/月)	1,503	1,532	1,573	1,468	1,484	1,503
利用実績		1,348	1,422	1,428			
対計画値		89.69%	92.82%	90.78%			
計画値	(人/月)	139	141	145	143	144	146
利用実績		139	144	140			

(ケ) 短期入所療養介護

要介護者を対象に、介護老人保健施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な療養上の介護などを行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(回/月)	90	91	92	56	60	60
利用実績		56	67	39			
対計画値		62.22%	73.63%	42.39%			
計画値	(人/月)	10	10	10	8	8	8
利用実績		7	10	7			

(ク) 福祉用具貸与

要介護者が自宅で利用する車椅子・特殊寝台・歩行器など、日常生活上の自立を助けるための用具や機能訓練のための用具を貸与するサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	837	873	926	914	914	917
利用実績		888	882	897			
対計画値		106.09%	101.03%	96.87%			

(ク) 特定福祉用具販売

要介護者の日常生活上の自立を助ける用具のうち、貸与になじまない排せつ・入浴に使用する福祉用具の購入にかかる費用について、保険給付で認められる範囲内で支給するサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	13	13	13	14	14	14
利用実績		9	12	10			
対計画値		69.23%	92.31%	76.92%			

(ク) 住宅改修

自宅で生活する環境を整えるために、手すりの取付けや段差解消を行う住宅改修に要した費用について、保険給付で認められる範囲内でその一部を支給するサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	16	16	16	17	17	17
利用実績		16	16	14			
対計画値		100.00%	100.00%	87.50%			

(ス) 特定施設入居者生活介護

定員 30 人以上の有料老人ホーム等に入居している要介護者に対して、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	86	86	86	85	85	85
利用実績		85	83	84			
対計画値		98.84%	96.51%	97.67%			

(セ) 居宅介護支援計画

ケアマネジャーが心身の状況や要介護者・家族の希望などを受けて、在宅サービスを利用するためのケアプランを作成するなど、サービス事業者との連絡調整を行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	1,480	1,522	1,582	1,370	1,372	1,375
利用実績		1,426	1,377	1,331			
対計画値		96.35%	90.47%	84.13%			

イ 地域密着型サービス

(7) 夜間対応型訪問介護

夜間、定期的な巡回訪問や通報を受けて、居宅で要介護者がホームヘルパー（訪問介護員）により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話を受けられるサービスです。利用対象者は要介護1以上であり、現在該当施設はありません。

(イ) 認知症対応型通所介護

認知症の要介護者に対し、デイサービスセンターに通って、入浴・排せつなどの介護や食事の提供、その他の日常生活の支援や機能訓練などを日帰りで行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(回/月)	871	900	922	935	944	944
利用実績		766	794	873			
対計画値		87.94%	88.22%	94.69%			
計画値	(人/月)	84	86	89	78	79	79
利用実績		69	69	76			

(ウ) 小規模多機能型居宅介護

要介護者の様態や希望に応じて「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

令和3年度からの地域密着型基準の見直しに伴い、市が認めた場合に、第8期計画期間内に限り、登録定員及び利用定員を超えてサービスを提供することが可能となりました。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	47	52	53	31	31	66
利用実績		42	36	28			
対計画値		89.36%	69.23%	52.83%			

(イ) 認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者に対して、共同で生活できる場で、食事、入浴などの介護や機能訓練を行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	154	154	154	157	157	157
利用実績		151	154	156			
対計画値		98.05%	100.00%	101.30%			

(オ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の有料老人ホーム等に入居している要介護者に対して、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	27	27	27	26	26	26
利用実績		25	25	25			
対計画値		92.59%	92.59%	92.59%			

(カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員29人以下の介護老人福祉施設に入所している要介護者に対して、入浴、排せつ、食事などの介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話などを行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	22	22	22	21	21	21
利用実績		21	20	21			
対計画値		95.45%	90.91%	95.45%			

(キ) 地域密着型通所介護

利用定員 18 人以下のデイサービスセンターに通って、入浴・排せつなどの介護や食事の提供、その他の日常生活の支援や機能訓練などを日帰りで行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(回/月)	1,757	1,828	1,905	1,590	1,560	1,630
利用実績		1,782	1,564	1,582			
対計画値		101.42%	85.56%	83.04%			
計画値	(人/月)	168	173	178	154	155	158
利用実績		173	155	152			

(ク) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第5期計画策定時に創設された事業であり、日中・夜間を通して1日複数回の定期訪問と随時の対応により在宅介護と在宅看護を一体的に、かつ密接に連携しながら提供するサービスです。

第8期計画期間において、夜間対応型訪問介護を含めた在宅医療と在宅介護との連携の中で今後の必要性和体制整備について検証します。

(ケ) 看護小規模多機能型居宅介護（旧：複合型サービス、平成27年4月から改称）

第5期計画策定時に創設された事業であり、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供するサービスです。

第8期計画期間において、引き続き、必要性や体制整備等について検討していきたいと考えています。

ウ 施設サービス

施設サービスは、24時間介護を必要とするなど、在宅での生活が困難な要介護者を対象としたサービスで、常時の見守りと、必要に応じた臨機応変の介護を提供することにより、入所者の方々または家族の方々の日々の生活に安心を提供しています。

なお、介護老人福祉施設においては、基本的な入所基準が原則要介護3以上となっています。

(7) 介護老人福祉施設

常時介護を必要とする要介護者の生活の場として、日常生活上の支援や介護を行う施設です。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	296	296	296	279	279	279
利用実績		279	273	277			
対計画値		94.26%	92.23%	93.58%			

(イ) 介護老人保健施設

在宅への復帰を目標として要介護者を対象に、リハビリテーションや介護・看護を中心とした医療ケアと日常生活の支援を行う施設です。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	218	218	218	210	210	210
利用実績		211	207	205			
対計画値		96.79%	94.95%	94.04%			

(ウ) 介護医療院

介護療養型医療施設の受け皿となる新しい介護保険施設で、要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する施設サービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	—	—	—	48	49	51
利用実績		0	7	46			
対計画値		—	—	—			

(エ) 介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状が安定しているが、自宅に戻るためには医学的な療養が必要な要介護者が利用できる施設です。

介護療養型医療施設は平成29年度をもって廃止予定でしたが、廃止の期限が6年間延長されました。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	41	41	41	0	0	0
利用実績		41	34	2			
対計画値		100.00%	82.93%	4.88%			

(2) 予防給付の充実

ア 介護予防サービス

(7) 介護予防訪問看護

看護師等が要支援者の自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(回/月)	477	503	528	923	941	959
利用実績		481	672	822			
対計画値		100.84%	133.60%	155.68%			
計画値	(人/月)	46	48	49	75	77	78
利用実績		49	59	68			

(イ) 介護予防訪問リハビリテーション

主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士・言語聴覚士が要支援者の自宅を訪問し、心身の機能回復や日常生活の自立支援のためのリハビリテーションを行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(回/月)	176	190	219	180	180	180
利用実績		62	61	200			
対計画値		35.23%	32.11%	91.32%			
計画値	(人/月)	13	14	16	15	15	15
利用実績		6	6	16			

(ウ) 介護予防居宅療養管理指導

病院や診療所の医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が要支援者の自宅を訪問し、定期的に療養上の管理及び指導等を行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	8	9	11	27	27	28
利用実績		14	14	24			
対計画値		175.00%	155.56%	218.18%			

(イ) 介護予防通所リハビリテーション

要支援者を対象に、介護老人保健施設や医療施設などで、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを日帰りで行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	218	223	230	436	450	454
利用実績		250	314	386			
対計画値		114.68%	140.81%	167.83%			

(ロ) 介護予防短期入所生活介護

要支援者を対象に、介護者の疾病や出産、社会的行事、休養や旅行等の理由により一時的に介護が困難になった場合、短期間特別養護老人ホーム等で日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(回/月)	28	38	40	32	37	37
利用実績		33	28	33			
対計画値		117.86%	73.68%	82.50%			
計画値	(人/月)	4	5	5	6	7	7
利用実績		6	7	6			

(カ) 介護予防短期入所療養介護

要支援者を対象に、介護老人保健施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な療養上の介護などを行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(回/月)	2	2	2	0	0	0
利用実績		0	0	0			
対計画値		0.00%	0.00%	0.00%			
計画値	(人/月)	1	1	1	0	0	0
利用実績		0	0	0			

(キ) 介護予防福祉用具貸与

要支援者の生活機能の状態を踏まえ、福祉用具のうち生活機能の向上に真に必要なものの貸与を行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	374	378	383	610	619	625
利用実績		390	449	516			
対計画値		104.28%	118.78%	134.73%			

(ク) 特定介護予防福祉用具販売

要支援者の日常生活上の自立を助ける用具のうち、貸与になじまない排せつ・入浴に使用する福祉用具の購入にかかる費用について、保険給付で認められる範囲内で支給するサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	8	9	10	11	11	11
利用実績		10	9	9			
対計画値		125.00%	100.00%	90.00%			

(ケ) 介護予防住宅改修

要支援者を対象に、利用者の生活機能の状態を踏まえ、住宅改修のうち生活機能の向上に真に必要なものを改修するサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	12	13	14	14	14	14
利用実績		15	14	13			
対計画値		125.00%	107.69%	92.86%			

(コ) 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険法上の指定を受けた有料老人ホーム等に入居している要支援者に対し、日常生活の世話や援助、機能訓練等を行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	9	9	9	11	11	11
利用実績		8	9	11			
対計画値		88.89%	100.00%	122.22%			

(カ) 介護予防支援計画

要支援者が介護予防サービスやその他の介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用することができるように、地域包括支援センターの職員と業務の一部を受託した居宅介護支援事業者のケアマネジャーが依頼に応じ、各人にあった「介護予防ケアプラン」を作成するとともに、計画に基づいて介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス事業者等との連絡調整を行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	798	791	801	879	907	916
利用実績		581	671	774			
対計画値		72.81%	84.83%	96.63%			

イ 地域密着型介護予防サービス

(7) 介護予防認知症対応型通所介護

要支援者を対象に、軽度の認知症があって廃用症候群（生活不活発病）の状態にある人について、日常生活を想定しつつ、デイサービスセンターに通うなどして、機能訓練等を日帰りで行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(回/月)	24	24	26	20	20	20
利用実績		27	18	10			
対計画値		112.50%	75.00%	38.46%			
計画値	(人/月)	4	4	5	3	3	3
利用実績		4	3	2			

(イ) 介護予防小規模多機能居宅介護

要支援者の様態や希望に応じて「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

令和3年度からの地域密着型予防基準の見直しに伴い、市が認めた場合に、第8期計画期間内に限り、登録定員及び利用定員を超えてサービスを提供することが可能となりました。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	3	3	3	6	6	13
利用実績		2	3	4			
対計画値		66.67%	100.00%	133.33%			

(ウ) 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要支援者に対して、共同で生活できる場で、食事、入浴などの介護や機能訓練を行うサービスです。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	1	1	1	1	1	1
利用実績		0	0	1			
対計画値		0.00%	0.00%	100.00%			

(3) 地域支援事業の充実

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

(7) 訪問型サービス事業

現行相当サービスや緩和した基準によるサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス及び移動支援の多様なサービスからなりますが、令和2年度は、訪問型サービスとして現行相当サービスを実施しています。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	2,140	2,178	2,216	3,380	3,720	4,090
利用実績		2,642	2,823	2,990			
対計画値		123.46%	129.61%	134.93%			

(イ) 通所型サービス事業

現行相当サービスや緩和した基準によるサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービスの多様なサービスからなり、令和2年度は、現行相当サービスと短期集中予防サービスを実施しています。

また、令和3年度から、ボランティア主体の団体による介護予防体操やレクリエーション等の活動及び買い物支援等日常生活の支援のための柔軟なサービス提供に対して補助を行う通所型サービスBに取組みます。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値	(人/月)	5,035	5,124	5,214	5,913	6,031	6,151
利用実績		5,155	5,570	5,645			
対計画値		102.38%	108.70%	108.27%			

(ウ) 生活支援サービス事業

65歳以上の要支援認定者や介護予防ケアマネジメント対象者に対し、健康で自立した生活を支援するため、必要に応じ配食サービスを実施し、併せて安否確認を行うとともに、定期的なアセスメント（評価調査）を実施します。

		第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値（延配食数）		5,000	5,000	5,000	7,500	8,000	8,000
実績（延配食数）		5,575	6,452	6,990			
対計画値		111.50%	129.04%	139.80%			

(I) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

要支援認定者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者で、かつ総合事業のみを利用される方に対して、心身の状態がそれ以上悪化しないよう、又は、改善するようにケアプラン作成等を通じて支援するものです。

	第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画値（件）	2,154	2,200	2,300	4,308	4,350	4,400
実績（件）	3,848	3,941	4,024			
対計画値	178.64%	179.14%	174.96%			

イ 一般介護予防事業

年齢や心身の状況等にかかわらず、高齢者が要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すことを目的とし、65歳以上のすべての高齢者を対象とします。

(7) 介護予防対象者把握事業

介護予防支援員や、民生委員、在宅介護支援センター等からの情報ルートの整備を行い、介護予防が必要な方をサロンや出水こけん塾などの介護予防活動につなぎます。

(イ) 介護予防普及啓発事業

介護予防活動に資する知識の普及・啓発を目的に、パンフレット等の作成・配布や出前講座等での講話を実施しています。

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための教室や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援として、サロン、老人クラブ、とび出せ広がれ笑顔塾への支援及び出水こけん塾の立ち上げ支援を行っています。

(エ) 一般介護予防事業評価事業

地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、かつ評価事業を活用し、介護予防対象者把握事業や地域介護予防活動支援事業等の一般介護予防事業をPDCAサイクルに沿って、推進していきます。

(オ) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進していきます。

ウ 包括的支援事業

(7) 介護予防ケアマネジメント業務

基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、総合事業が包括的・効率的に実施されるよう支援を行います。（介護保険法第115条の45第1項第1号）

(4) 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続することができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。（介護保険法第115条の45第2項第1号）

(ウ) 権利擁護業務（P59に詳しく記載しています）

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行います。

具体的には、高齢者虐待の防止及び対応、消費者被害の防止及び対応、判断能力を欠く常況にある人への支援を行います。（介護保険法第115条の45第2項第2号）

(エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるように地域の基盤を整えるとともに個々の介護支援専門員へのサポートを行います。（介護保険法第115条の45第2項第3号）

(オ) 在宅医療・介護連携の推進（P21にも記載してあります）

平成28年度から地域支援事業に位置づけ、阿久根市、長島町の2市1町と出水郡医師会に配置されているコーディネーターとの会等で問題を共有し、チーム会等に反映させる方向で協議しています。

在宅療養者の生活の場で医療と介護を一体的に提供するためには、入院時から退院後の生活を見据えた取組ができるよう、高齢者のライフサイクルを意識したうえで、医療と介護が主に共通する4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を意識して取り組む必要があります。

そこで、第8期計画期間は、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制を構築するため、医療と介護関係者で地域の「目指す姿」を共有しながら、以下の項目に取組み、PDCAサイクルに沿って推進します。

- ・地域の医療・介護の資源の把握
- ・在宅医療・介護連携の課題の抽出
- ・切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- ・在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- ・地域住民への普及啓発
- ・医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・医療・介護関係者の研修

(カ) 認知症総合支援事業（P56に詳しく記載してあります）

認知症初期集中支援チームの関与による認知症の早期診断・早期対応や、認知症地域支援推進員による相談対応を行い、認知症の人本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる体制の構築を推進します。

(キ) 生活支援体制整備事業（P22に詳しく記載してあります）

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加するなか、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくため、多様な生活支援や介護予防・社会参加への二足を踏まえてNPOや地域住民をはじめとした多様な主体や、地域の特性に応じた生活支援等サービスの体制整備を図ります。

エ 任意事業

(7) 介護給付費適正化事業（P76にも記載してあります）

介護保険制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築するために、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスを提供するよう、要介護認定の適正化等、主要5事業を中心に介護給付の適正化を行っています。

実績と今後の取り組み目標等については、「第2部 第3章 介護保険事業の適正な運営に向けて」において記載しています。

(イ) 家族介護支援事業

a 高齢者紙おむつ支給事業

介護している家族の経済的負担の軽減を図るために、紙おむつを支給するものです。

支給対象者は要介護3～5、または要介護2の重度認知症で、おおむね65歳以上の方、身体障害者手帳2級以上の重度心身障害者、疾病等により尿意感覚のない方のいずれかに該当し、常時紙おむつを必要とする方です。

国の制度改正により介護用品の支給対象要件が見直されることに伴い、支給対象者本人が市民税課税の方は支給の対象としないこと、第8期計画期間中の経過措置として、市民税課税世帯（支給対象者本人は非課税）については段階的に支給上限を設けること等の見直しを行います。

	第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人員（人）	3,145	3,250	3,312	3,350	3,400	3,400

b 家族介護者交流事業

要介護1～3または要介護4～5の要介護者を介護している介護者同士の交流を図り、介護者を介護状態から一時的に開放し、心身共にリフレッシュを図ります。

c 徘徊高齢者対策事業

徘徊のみられる認知症の高齢者を介護している家族に対し、居場所を把握できる位置探索システム端末機の契約等に必要の初期費用を支給するものです。

(ウ) その他の事業

a 高齢者成年後見制度利用支援事業

地域包括支援センターの権利擁護に関する事業を推進するため、成年後見制度の利用が有効と認められる、認知症等により判断能力が低下した高齢者が制度の利用支援を図るものです。

b 住宅改修支援事業

介護保険サービスの居宅介護住宅改修費等の支給の対象となる住宅改修について、十分な専門性を有する方が改修費等の申請書を作成する業務に対して申請手数料を助成するものです。

c 高齢者住宅等安心確保事業

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）が整備された県営・市営住宅において、高齢者の生活面や健康面の不安に対応するため、安否確認や生活相談等の支援を行う専門の生活援助員を派遣し、そこに住む高齢者等の安心を確保する事業です。

	第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施数（か所）	2	2	2	2	2	2
対象世帯数（世帯）	30	30	30	30	30	30

d 高齢者給食サービス事業

在宅での虚弱な高齢者に対し健康で自立した生活を支援するため、必要に応じ配食サービスを実施し、併せて安否確認を行うとともに、定期的なアセスメント（評価調査）を実施します。

	第7期実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数（延配食数：件）	10,553	10,924	11,950	13,000	13,000	13,000

(4) 在宅支援の充実

ア 高齢者生活支援事業

a 給食サービス事業

65歳未満（障がい者等）の方を対象として給食サービスを行います。

	第7期事業実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数（延配食数：件）	176	0	60	350	350	350

b 寝たきりの高齢者等訪問美容サービス事業

在宅の寝たきりの高齢者の家庭に理容業者又は美容業者を派遣し、理髪サービス又は美容サービスを行います。

	第7期事業実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延利用者数（人）	3	2	1	5	5	5

c 高齢者移送サービス事業

高齢者ショートステイ事業の利用者に対し、事業を実施する施設と利用者宅との間を送迎するサービスを行います。

	第7期事業実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数（件）	0	0	0	3	3	3

d 高齢者等住宅改造助成金

高齢者等の在宅支援のために、生計中心者の課税所得金額が330万円以下であって、在宅の要介護者及び重度身体障害者がいる世帯に、在宅生活に必要な住宅改造にかかる対象経費に対し限度額以内の助成金を交付します

	第7期事業実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数（件）	0	0	0	3	3	3

e 高齢者日常生活用具給付事業

高齢者の日常生活における安全性の向上を図るため、おおむね65歳以上の低所得の要介護高齢者等を対象に、日常生活において防火等に関する配慮が必要な世帯に火災警報器や電磁調理器などの日常生活用具を給付し、また、経済的な理由等により電話を設置できない世帯に高齢者福祉電話を貸与します。

	第7期事業実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数（件）	0	1	0	350	350	350

イ 高齢者介護手当支給事業

在宅で、要介護3以上に認定された寝たきりの65歳以上の方や要介護2以上の重度認知症の65歳以上の方を6か月以上継続して介護されている方の負担軽減を図るために介護手当を支給するものです。

	第7期事業実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	88	79	85	85	85	85

ウ 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

おおむね65歳以上のひとり暮らしや寝たきり高齢者等で、寝具の衛生管理が困難な方を対象に、寝具の洗濯及び乾燥消毒を行います。

	第7期事業実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数（件）	0	0	0	1	1	1

エ 高齢者緊急通報装置貸付事業

急病や事故、災害が発生したときに、緊急通報用のボタンを押すだけで市役所及び登録された協力者（2人）の連絡先に順次通報し、迅速かつ適切な対応ができる体制を整備するため、おおむね65歳以上のひとり暮らしの方で、重度の障害のある方や緊急の対応が必要な疾病を持つ方の自宅に緊急通報装置を貸与します。

	第7期事業実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規設置台数（台）	1	3	1	2	2	2

オ 高齢者通話式インターホン給付事業

65歳以上のひとり暮らしの高齢者が抱える孤独感の解消や安否確認のため、近隣の方の協力を得て、高齢者の自宅と協力者宅を結ぶインターホンを設置します。

	第7期事業実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数（件）	0	0	0	1	1	1

カ 敬老バス乗車券交付事業

高齢者の福祉の増進を図るために、満70歳以上の方に敬老バス乗車券を年間3,000円分交付します。

	第7期事業実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数（件）	334	431	489	522	522	522

キ 高齢者すこやか入浴券交付事業

高齢者の健康増進や福祉の向上を図るために、満75歳以上の方に対し市内温泉等で利用できる入浴券を年間24枚（1回の入浴あたり1枚150円分）交付します。

	第7期事業実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数（件）	1,700	1,383	1,135	1,140	1,400	1,400

ク 地域見守りネットワーク支援事業

地域の見守りネットワークづくりを促進するために、おおむね自治会単位の住民等が主体となって取り組む、高齢等により援護を必要とする世帯の見守りを行うグループの組織化を支援しています。

	第7期事業実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
グループ数	218	218	218	219	220	221

ケ 高齢者地域支え合いグループポイント事業

地域の互助活動を活性化し、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアを推進するため、65歳以上の方を含む任意のグループが行う互助活動に対し、地域商品券に交換できるポイントを付与しています。

	第7期事業実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
グループ数	70	91	97	100	105	110

コ 高齢者訪問員設置事業

65歳以上のひとり暮らしの方や70歳以上の方のみの世帯を訪問して、安否確認や励まし、不安の解消や福祉サービス等のニーズの掘り起こしを行い、介護予防につなげるための高齢者訪問員を設置しています。また、紙おむつ支給対象者宅への紙おむつの配布も行っています。

なお、訪問世帯の選定については、地域の見守り体制との整合性を図りながら見直していきます。

	第7期事業実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
65歳以上のひとり世帯 （延べ世帯数：世帯）	6,821	6,760	6,680	6,700	6,750	6,800
70歳以上のみの世帯 （延べ世帯数：世帯）	3,830	3,473	3,658	3,660	3,700	3,700

サ 心配ごと相談所設置事業

悩みごとや心配ごとを抱える市民の方が気軽に相談できる環境をつくる目的で、出水市社会福祉協議会に「心配ごと相談所」の設置を委託しています。

相談所は毎月開設し、一般的な悩みのほか、法律に関する心配ごとにも対応できるよう、第3木曜日は弁護士等が相談に応じています。

(5) 入所施設（圏域についてはP20に記載しています。）

地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、その中で生活支援サービス等を利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが重要です。

高齢者の在宅生活を支える上で、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった住まいについても、多様な介護ニーズの受け皿となっていることから、サービスの質を確保するため県と連携し情報の把握に努めます。

ア 養護老人ホーム

経済上、住環境上等の理由で、自宅で生活することが困難な65歳以上の高齢者が入所する施設です。

施設名	圏域	経営形態	定員
老人ホーム「華の家」	③	社会福祉法人	60人

イ 軽費老人ホーム

比較的健康で、身の回りのことは自分でできる60歳以上の方が、家庭環境や住宅事情により在宅において生活することが難しい場合に、低額な料金で入居できる施設です。

施設名	圏域	経営形態	定員
軽費老人ホーム「鶴水園」	③	社会福祉法人	50人

ウ 有料老人ホーム（ケアハウス）

食事の提供、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上必要な便宜を図る施設です。

施設名	圏域	経営形態	定員
介護付有料老人ホーム「いずみ」	③	有限会社	25人
介護付有料老人ホーム「つどい」	④	有限会社	20人
介護付有料老人ホーム「ことぶき」	①	有限会社	69人
住宅型有料老人ホーム「ケアプロ21いずみ」	②	株式会社	30人
有料老人ホーム「陽だまりの家」	③	有限会社	5人
JA鹿児島いずみ有料老人ホーム	④	JA鹿児島いずみ	15人
有料老人ホーム「こもれびの家」	①	株式会社	9人
住宅型有料老人ホーム「ラ・メール」	②	医療法人	28人
ケアハウス「虹の家」	③	社会福祉法人	14人
ケアハウス「鶴水園」	③	社会福祉法人	20人

エ サービス付き高齢者向け住宅

主に民間事業者が運営するバリアフリー対応の賃貸住宅で、要介護高齢者が多く居住する有料老人ホームと異なり、主に自立（介護認定なし）あるいは軽度の要介護高齢者を受け入れる住宅です。日中は生活相談員が常駐し、入居者の安否確認や様々な生活支援サービスを受けることができます。

施設名	圏域	経営形態	定員
サービス付き高齢者向け住宅「彩加里」	④	株式会社	28人
サービス付き高齢者向け住宅「オリーブ」	①	医療法人	21人
サービス付き高齢者向け住宅「さくら彩」	④	有限会社	30人
サービス付き高齢者向け住宅「ひなたぼっこ」	⑤	一般社団法人	21人
サービス付き高齢者向け住宅「野田の郷天神」	⑤	社会福祉法人	16人
サービス付き高齢者向け住宅「はる風」	②	株式会社	26人

(6) 保健・福祉施設

ア 出水保健センター

市民の保健サービスを総合的に行い、各種健康診査・相談・教育等の保健指導・栄養指導を実施しており、健康づくり事業や保健サービスの拠点として重要な役割を担っています。

今後も、保健・医療・福祉の関係機関との連携強化を図りながら、多様化する市民ニーズに対応できるよう事業運営を行います。また、各種健康づくり教室や介護予防事業を実施する拠点として、引き続き、市民の健康の保持及び増進のために有効な活用を図っていきます。

イ 高尾野農業者健康管理センター

保健センターの類似施設として保健サービス等の機能を持つ施設です。

ウ 出水老人福祉センター

おおむね65歳以上の高齢者を対象として、各種相談に応じるとともに心身の健康増進、教養の向上、レクリエーション等のための便宜を総合的に提供することにより、高齢者の生活を健康で明るいものとするために設置されたもので、介護予防事業を実施する拠点施設としても活用しています。

エ 高尾野市民交流センター・野田市民交流センター

集会やレクリエーション、グループ活動、教養講座、生活・健康等の指導及び相談等で利用することができる施設です。

オ 高齢者ふれあいセンター

高齢者の学習活動やボランティア活動、グループ活動などに利用できる施設として、また、それらの活動を育成指導する施設として設置されたものです。

カ たかおの交流館

高齢者の学習活動やボランティア活動、グループ活動などに利用できる施設として、また、高齢者と子どもたちの異世代交流の場として設置された施設です。

2 認知症施策の推進

高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備軍で、高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加し、平成24年に462万人であったものが令和7年には約700万人まで急激に増加すると予測されています。

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、令和元年に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」に沿って施策を推進していきます。

(1) 普及啓発・本人発信支援

ア 認知症サポーター等の養成及びチームオレンジの取組

認知症を理解し、認知症の人や家族を地域の中で見守る応援者として認知症サポーターを養成し、特に認知症の人との地域での関わりが多いことが想定される職域の従業員や子どもや学生に対する養成講座の拡大を図ります。特に、令和5年度までに企業・職域型の認知症サポーターの養成数900人を旨すとともに、地域でのサポーターの活動の支援を図ります。

また、認知症サポーター養成講座の実施者であるキャラバンメイトの養成及び活動を支援します。

さらに、認知症サポーターが正しい知識を得たことを契機に自主的に行ってきた活動を一步前進させ、地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとにチームとして対応する仕組み「チームオレンジ」を令和7年度までに整備していきます。

<実績と目標>

	第7期事業実績（令和2年度は見込み）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター養成講座受講延数（人）	369	529	500	600	600	600

イ 簡易認知機能確認スケール「あたまの健康チェック」の活用

40歳以上の方を対象に、地域保健活動における潜在的な認知症予防の対象者の把握、経時的な状態把握を通じた対象者の予防意欲促進及び予防活動の定量的な効果計測を行います。

ウ 世界アルツハイマーデー及び月間などの機会を捉えた認知症に関するイベント等の普及啓発

エ 認知症ケアパスの更新を行い、広報誌やホームページ等で、認知症の相談先の周知徹底

オ 認知症本人の声に耳を傾け、本人の視点を反映した施策の検討

(2) 予防

運動不足の改善、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等認知症発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、通いの場等において保健師・管理栄養士・歯科衛生士等専門職の関与による予防活動を推進します。

(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

ア 認知症地域支援推進員の活動

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関などにつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を、平成30年度に地域包括支援センターに配置し、当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

◆ 認知症カフェの開設

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合える場として、認知症カフェを随時開設し、令和5年度までに中学校区に1か所の開設を目指します。また、認知症カフェを認知症サポーターの活躍の場として活用していきます。

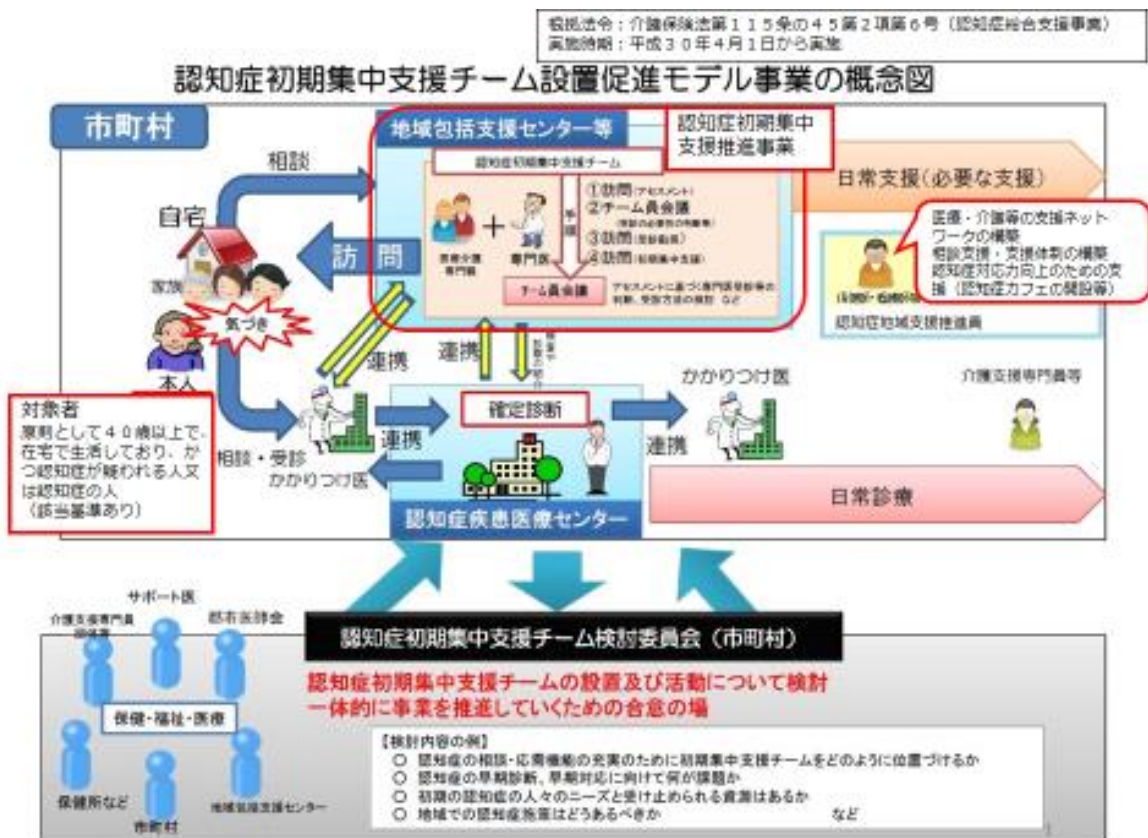
	第7期事業実績（令和2年度は7月末現在）			第8期事業計画		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数（箇所）	1	3	5	6	7	7

イ 認知症初期集中支援チームの運営

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を平成30年度に地域包括支援センターに設置しています。

また、認知症初期集中支援チームの設置及び活動の場について検討し、一体的に事業を推進していくための合意の場として、「認知症初期集中支援チーム検討委員会」を設置しています。

今後も、認知症初期集中支援チームの普及啓発に努め、医療及び福祉等の関係機関と連携し、支援体制の構築に努めます。



(4) 若年性認知症の人への支援・社会参加支援

若年性認知症の人については、就労や生活費、子供の教育費等の経済的な問題が大きく、主介護者が配偶者となる場合が多く、時に本人や配偶者の親等の介護と重なって複数介護になる等の特徴があることから、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援が必要となってきます。

まず、地域包括支援センターが相談窓口であることを明確にし、企業等と連携をしながら、若年性認知症の人やその家族の視点に立った対策を進めます。

3 権利擁護体制の整備

高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれます。認知症高齢者等がその判断能力に応じて、必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるような支援が必要です。そのためには認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されなければなりません。

権利擁護の普及啓発を継続的に実施し、市民が権利擁護の意識を高められるよう働きかけていくと同時に成年後見制度の利用促進を図る必要があります。

(1) 制度の周知と利用促進

成年後見制度、日常生活自立支援事業等の制度の周知を図るとともに、地域包括支援センターの相談窓口の機能を充実させることにより、相談窓口について広く周知を行います。

■ 成年後見制度とは

認知症などにより判断能力が十分でない方が、不動産や預貯金などの財産管理や介護サービスの利用契約、遺産相続の協議などを行う必要がある場合に、自分ひとりでは理解や手続きが難しかったり、内容が分からないまま不利益な契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあったりすることが考えられます。このような方を保護・支援するのが成年後見制度です。

本人や配偶者、または4親等以内の親族が家庭裁判所に申し立てることにより、後見人・保佐人・補助人が選任され、その方が本人の利益を考えながら、代理で契約などの法律行為全般を行います。

■ 日常生活自立支援事業とは

認知症などにより判断能力が十分でない方が、地域で自立した生活を送れるよう援助する事業です。

援助内容としては、生活支援員が介護などの各種サービスの情報提供や利用支援、年金の受取りや公共料金の支払いなどの日常的な金銭管理、書類等（登記済み証等の権利書、預金通帳）の預かりなどを行います。

都道府県の社会福祉協議会が実施主体ですが、本市では出水市社会福祉協議会が窓口になっています。

(2) 虐待の早期発見と防止の取組

これまで親族や近隣住民、民生委員・児童委員等からの高齢者虐待の相談、通報に対応し、また、民生委員・児童委員や介護保険サービス事業所、ケアマネジャー等に高齢者虐待の定義を周知することで、情報収集や早期発見、高齢者虐待防止に努めてきました。また、虐待が起こる原因の一つに認知症の症状があり、介護者の介護負担が考えられます。認知症を正しく理解することや介護保険制度の利用促進などにより、介護負担の軽減を図り虐待を未然に防ぐ取組を行っています。

いきいき長寿課では、「出水市高齢者虐待防止ネットワーク推進協議会」を設立しており、これからも、この推進協議会と令和元年9月に設置した安心サポートセンターと連携のもと、更に早期発見及び虐待防止に努めていきます。

(3) 高齢者虐待防止ネットワーク推進協議会

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、擁護者による高齢者虐待の防止、擁護者による虐待を受けた高齢者の保護、擁護者に対する支援及び高齢者の権利擁護に関する対応を適切に実施するため、関係機関等との連携協力体制を整備することを目的として「出水市高齢者虐待防止ネットワーク推進協議会」を設置しています。

—第2部 各論—
 第1章 施策の展開
 第4節 介護基盤の整備

第4節 介護基盤の整備

1 サービスの基盤整備

必要な介護基盤については、今後のサービス利用状況や地域医療構想との整合性を図りながら、計画的に維持・整備していきます。

(1) 在宅サービスの整備状況

訪問系サービス・通所系サービスともに、リハビリテーションサービスを除き、本市の各地域に整備されています。

地域区分	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハビリテーション	短期入所生活介護	短期入所療養介護	福祉用具貸与・販売
	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数
出水	18	9	1	4	6	12	6	3	3	3
高尾野野田	5	8	0	3	0	4	0	2	0	2
合計	23	17	1	7	6	16	6	5	3	5

* 令和2年10月末現在

(2) 施設居住系サービスの整備状況

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護等の地域密着型サービス施設の定員数は、次のとおり整備されています。

地域区分	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		介護医療院		介護療養型医療施設	
	設置数	定員	設置数	定員	設置数	定員	設置数	定員
出水	2	190	3	193	0	0	0	0
高尾野野田	3	135	0	0	1	70	1	4
合計	5	325	3	193	1	70	1	4
地域区分	特定施設入所者生活介護		認知症対応型共同生活介護		地域密着型特定施設入居者生活介護		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
	設置数	定員	設置数	定員	設置数	定員	設置数	定員
出水	1	69	8	117	1	25	1	20
高尾野野田	1	20	2	27	0	0	0	0
合計	2	89	10	144	1	25	1	20

* 令和2年10月末現在

◆高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の整備状況

地域 区分	サービス付き高齢者向け住宅		住宅型有料老人ホーム等	
	設置数	定員	設置数	定員
出水	2	47	7	97
高尾野 野田	4	95	1	15
合計	6	142	8	112

* 令和2年7月 鹿児島県

(3) 地域密着型サービス施設の必要入所（利用）定員数の設定

必要入所（利用）定員総数とは、地域密着型サービス施設のサービス見込量をもとに、施設サービスの種類ごとの定員枠を示すものであり、その定員の範囲内で必要に応じて施設の整備を進めていきます。

〈必要入所（利用）定員数〉

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型通所介護	人	114	114	114
認知症対応型通所介護	人	58	58	58
小規模多機能型居宅介護	人	58	58	145
認知症対応型共同生活介護	人	144	144	144
地域密着型特定施設入居者介護生活介護	人	25	25	25
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	20	20	20

(4) 地域密着型サービスの施設整備計画

地域密着型サービスは、市が指定（取消し）、指導、監査などを行うことから、本計画において整備を計画することになります。

「介護予防日常生活圏域二一ズ調査・高齢者等実態調査」や「在宅生活改善調査」の結果でも、約8割の方が現在の住居に住み続けたいと望んでおり、それをケアマネジメントしているケアマネジャーもそう感じていることから、高齢者が住み慣れた地域での生活を続けられるよう、各日常生活圏域における基盤整備のバランスを鑑み、第8期計画期間中は「小規模多機能型居宅介護」を未整備の圏域に1箇所ずつ計3箇所整備し、市民が利用するサービスの質と適正な量を確保しながら、住み慣れた地域で生活が継続できるように推進していきます。

また、事業者については、公平・公正を期すために広く募集を行うことを原則として、出水市介護保険運営協議会の意見を踏まえた上で選定し、指定を行うこととします。

サービスの種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型通所介護	箇所	0	0	0
認知症対応型通所介護	箇所	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	箇所	0	3	0
認知症対応型共同生活介護	箇所	0	0	0
地域密着型特定施設入居者介護生活介護	箇所	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	箇所	0	0	0

2 地域医療構想との整合性の確保

国においては、医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保するとともに、都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を設置するよう求めています。

また、医療計画の見直しにあたっては、特に在宅医療における、実効的な整備目標の設定のために、介護保険事業計画の整備目標と整合性が図られるよう、協議の場で検討することとなっていることから、本県においては、各地域振興局ごとに協議の場を設置し、北薩地域については、「北薩地域保健医療圏地域医療構想調整会議」を「協議の場」として、病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護連携の充実等地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、整合性の確保を図っています。

－第2部 各論－

第2章 サービス量の見込みと介護保険料の設定

第1節 介護（予防）給付費と地域支援事業費の見込み

第1節 介護（予防）給付費と地域支援事業費の見込み

1 介護（予防）給付費の見込み

(1) 介護給付費推計

(単位：千円)

サービスの種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 居宅介護サービス	1,899,829	1,911,480	1,909,949	1,928,411	2,179,845
訪問介護	288,200	288,794	290,390	289,587	332,689
訪問入浴介護	10,367	10,373	10,373	10,658	11,602
訪問看護	108,992	109,473	112,235	114,337	122,626
訪問リハビリテーション	8,365	8,433	8,433	7,863	9,598
通所介護	629,584	634,449	624,724	629,488	727,190
通所リハビリテーション	350,451	352,140	353,588	360,788	418,886
福祉用具貸与	142,121	142,185	142,710	146,944	163,886
短期入所生活介護	144,940	146,753	148,526	151,634	170,839
短期入所療養介護	7,656	8,452	8,452	7,661	10,232
居宅療養管理指導	16,811	17,075	17,165	16,554	19,400
特定施設入居者生活介護	192,342	193,353	193,353	192,897	192,897
(2) 地域密着型サービス	974,623	977,182	1,052,869	1,094,073	1,130,747
認知症対応型共同生活介護	458,752	459,006	459,006	484,662	484,662
地域密着型特定施設入居者生活介護	65,505	65,541	65,541	65,541	65,541
認知症対応型通所介護	132,528	133,781	133,781	140,009	161,377
（看護）小規模多機能型居宅介護	62,471	62,506	134,185	143,019	151,862
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	75,569	75,611	75,611	75,258	75,258
地域密着型通所介護	179,798	180,737	184,745	185,584	192,047
(3) 介護保険施設サービス	1,887,224	1,893,264	1,895,780	1,898,737	1,913,982
介護老人福祉施設	870,132	870,614	870,614	870,826	883,218
介護老人保健施設	783,474	783,908	783,908	783,908	786,761
介護療養型医療施設	6,722	6,725	0		
介護医療院	226,896	232,017	241,258	244,003	244,003
(4) 特定福祉用具販売	3,241	3,241	3,241	3,113	4,006
(5) 住宅改修	8,135	8,135	8,135	7,522	8,722
(6) 居宅介護支援計画	236,451	237,193	237,930	237,366	274,468
介護給付費計（I）	5,009,503	5,030,495	5,107,904	5,169,222	5,511,770

(2) 介護予防給付費推計

(単位：千円)

サービスの種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
(1) 介護予防サービス	262,979	269,522	272,213	279,500	312,373
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	30,898	31,551	32,126	34,291	38,371
介護予防訪問リハビリテーション	6,311	6,314	6,314	8,338	8,338
介護予防通所リハビリテーション	160,975	165,389	166,885	169,162	190,113
介護予防福祉用具貸与	51,832	52,572	53,098	53,503	60,290
介護予防短期入所生活介護	1,986	2,286	2,286	2,650	2,650
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	1,995	2,038	2,132	2,184	2,854
介護予防特定施設入居者生活介護	8,982	9,372	9,372	9,372	9,757
(2) 地域密着型介護予防サービス	10,370	10,375	16,738	21,265	24,933
介護予防認知症対応型共同生活介護	2,749	2,750	2,750	5,500	5,500
介護予防小規模多機能型居宅介護	5,386	5,389	11,752	12,784	15,707
介護予防認知症対応型通所介護	2,235	2,236	2,236	2,981	3,726
(3) 特定介護予防福祉用具販売	2,632	2,632	2,632	2,852	3,334
(4) 介護予防住宅改修	7,936	7,936	7,936	10,736	12,432
(5) 介護予防支援計画	46,882	48,405	48,885	50,006	56,142
介護予防給付費計（Ⅱ）	330,799	338,870	348,404	364,359	409,214

(3) 総給付費

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護給付費計（Ⅰ）	5,009,503	5,030,495	5,107,904	5,169,222	5,511,770
介護予防給付費計（Ⅱ）	330,799	338,870	348,404	364,359	409,214
総給付費（Ⅲ）＝（Ⅰ）＋（Ⅱ）	5,340,302	5,369,365	5,456,308	5,533,581	5,920,984

2 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
1 介護予防・日常生活支援総合事業	244,487	258,938	272,528	275,183	308,096
① 訪問型サービス	58,800	64,600	71,100	71,811	80,626
② 通所型サービス	125,800	132,000	138,000	139,370	156,352
ア 通所型相当サービス	124,000	130,000	136,000	137,370	154,352
イ 通所型サービスB	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
ウ 通所型サービスC	600	800	800	800	800
③ その他生活支援サービス	3,000	3,200	3,200	3,232	3,630
④ 介護予防ケアマネジメント	38,175	39,571	40,600	41,006	46,040
⑤ 審査支払手数料	954	1,012	1,073	1,084	1,219
⑥ 高額介護予防サービス費相当事業等	800	800	800	808	909
⑦ 一般介護予防事業	16,958	17,755	17,755	17,872	19,320
ア 介護予防対象者把握事業	2,654	3,000	3,000	3,000	3,000
イ 介護予防普及啓発事業	2,121	2,500	2,500	2,500	2,500
ウ 地域介護予防活動支援事業	11,688	11,710	11,710	11,827	13,275
エ 一般介護予防事業評価事業	0	50	50	50	50
オ 地域リハビリテーション活動支援事業	495	495	495	495	495
2 包括的支援事業及び任意事業	132,386	143,177	143,177	143,467	146,668
① 包括的支援事業	113,296	123,763	123,763	123,952	126,297
ア 地域包括支援センター運営業務	93,000	100,000	100,000	100,000	100,000
イ 包括的支援事業	20,296	23,763	23,763	23,952	26,297
(ア) 在宅医療・介護連携推進事業	4,836	4,836	4,836	4,836	4,836
(イ) 生活支援体制整備事業	8,098	10,783	10,783	10,891	12,229
(ロ) 認知症初期集中支援推進事業	4,808	5,194	5,194	5,246	5,892
(ハ) 認知症地域支援・ケア向上事業	2,554	2,900	2,900	2,929	3,290
(ニ) 地域ケア会議推進事業	0	50	50	50	50
② 任意事業	19,090	19,414	19,414	19,515	20,371
ア 介護給付費適正化事業	418	500	500	500	500
イ 家族介護支援事業	10,028	10,127	10,127	10,127	10,127
ウ その他の事業	8,644	8,787	8,787	8,888	9,744
(ア) 高齢者成年後見制度利用支援事業	567	567	567	567	567
(イ) 住宅改修支援事業	20	20	20	20	20
(ロ) 認知症グループホーム等養成事業	157	200	200	202	228
(ハ) 地域自立生活支援事業	7,900	8,000	8,000	8,099	8,929
合計	376,873	402,115	415,705	418,650	454,764

－第2部 各論－

第2章 サービス量の見込みと介護保険料の設定

第2節 第8期介護保険料の設定

第2節 第8期介護保険料の設定

1 介護保険事業の費用の見込み

令和3年度から令和5年度までの3年間の介護保険事業全体の費用の見込みについては、第2章第1節「介護（予防）給付費と地域支援事業費の見込み」を基に、3年間の事業費である標準給付費と地域支援事業費を算出します。

(1) 標準給付費

(単位：千円)

標準給付費	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総給付費	5,340,302	5,369,365	5,456,308
特定入所者介護サービス等給付額	193,257	182,642	184,140
高額介護サービス費等給付額	134,788	135,266	135,266
高額医療合算介護サービス等給付額	15,200	15,200	15,200
算定対象審査支払手数料	6,527	6,657	6,791
標準給付費見込額	5,690,074	5,709,130	5,797,705
第8期 合計 (1)	17,196,909 千円		

(2) 地域支援事業費

(単位：千円)

地域支援事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア 介護予防・日常生活支援総合事業	244,487	258,938	272,528
	775,953 千円		
イ 包括的支援事業及び任意事業	132,386	143,177	143,177
介護予防サービス計画費収入相当額	△63,000	△65,000	△65,000
	225,740 千円		
第8期 合計 (2)	1,001,693 千円		

* 地域包括支援センター運営業務に係る介護予防サービス計画費収入については、国の指針に基づき事業費からその相当額を差し引くことになります。

(3) 市町村特別給付費

介護保険制度では、市の条例で定めるところにより独自の給付を実施することができます。

本市では、市町村特別給付事業として、桂島に居住する要介護者がサービスを利用するために必要な渡船にかかる費用を支給します。

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
市町村特別給付費 (3)	32	32	32	96

標準給付費、地域支援事業費及び市町村特別給付費の合計 (1) + (2) + (3) =	18,198,698 千円
---	----------------------

2 第1号被保険者の負担額の算定

第1号被保険者の皆さんが負担していただく保険料負担率の標準割合は、第8期計画では、第7期と同じ23%となっています。

一方、市町村ごとの第1号被保険者の所得状況や後期高齢者の人口により算定される国の調整交付金(※6)の交付率の割合によって、本市における負担すべき保険料の負担率が変わってきます。

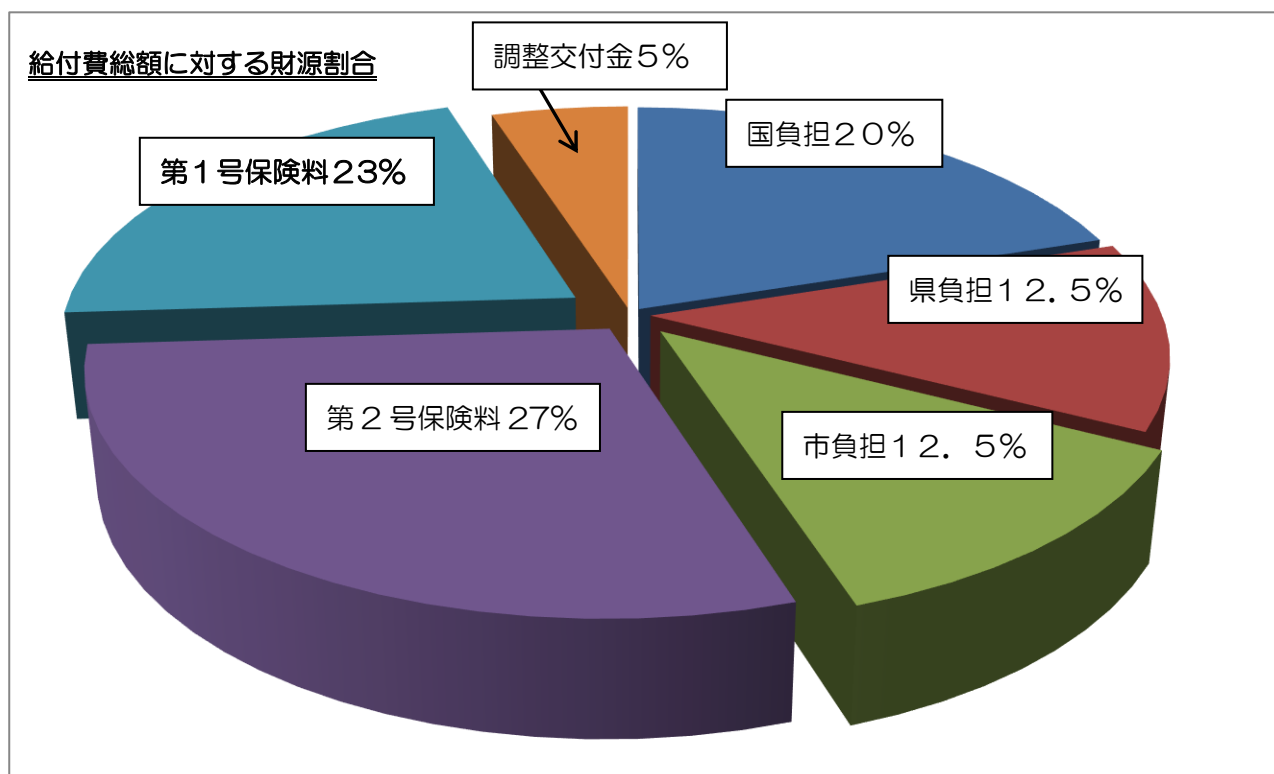
この調整交付金の交付率は5%を標準割合とし、本市では、この5%を超える率が第1号被保険者の負担率から差し引かれることとなります。

第8期における本市の調整交付金は、国が示した算定式により、7.48%（予定、5%を含む。）の割合で交付される見込みのため、第1号被保険者負担率は、差し引き20.52%となります。

$$\text{第1号被保険者保険料負担率 } 23\% - (7.48\% - 5\%) = 20.52\%$$

参考：第2期事業計画期間（平成 15～17）における第1号被保険者負担率 14.99%
 第3期事業計画期間（平成 18～20）における第1号被保険者負担率 15.53%
 第4期事業計画期間（平成 21～23）における第1号被保険者負担率 15.77%
 第5期事業計画期間（平成 24～26）における第1号被保険者負担率 16.42%
 第6期事業計画期間（平成 27～29）における第1号被保険者負担率 18.05%
 第7期事業計画期間（平成 30～令和元）における第1号被保険者負担率 19.60%
 第8期事業計画期間（令和 3～5）における第1号被保険者負担率 20.52%

※6 調整交付金とは、市町村間の後期高齢者比率の格差と第1号被保険者の所得水準の格差を調整するもので、市町村の状況に応じて5%を基準に交付されます。



第2部

第2章 サービス量の見込みと介護保険料の設定 第2節 第8期介護保険料の設定

〈給付費に対する財源内訳の推移〉

時 期	負担割合	[介護保険制度・総給付費に対する負担割合]		
		公費負担	保険料負担	
			第1号被保険者 (65歳以上の人)	第2号被保険者 (40歳以上65歳未満の人)
第1期(平成12~14)	50%	17%	33%	
第2期(平成15~17)	50%	18%	32%	
第3期(平成18~20)	50%	19%	31%	
第4期(平成21~23)	50%	20%	30%	
第5期(平成24~26)	50%	21%	29%	
第6期(平成27~29)	50%	22%	28%	
第7期(平成30~令和2)	50%	<u>23%</u>	27%	
第8期(令和3~5)	50%	<u>23%</u>	27%	

(1) 標準給付費

第8期事業計画期間			
給付見込額		17,196,909千円	
財 源	調整交付金	1,285,944千円	7.48%
	国負担	3,439,382千円	20.00%
	県負担	2,149,614千円	12.50%
	市負担	2,149,614千円	12.50%
	第2号保険料	4,643,165千円	27.00%
	第1号保険料	3,529,190千円	20.52%

(2) 地域支援事業費

地域支援事業 合計		介護予防・日常生活支援総合事業		包括的支援事業(社会保障充実分を含む)・任意事業	
1,001,693千円		775,953千円		225,740千円	
財 源	調整交付金	57,941千円	7.48%		
	国負担	155,191千円	20.00%	86,910千円	38.50%
	県負担	96,994千円	12.50%	43,455千円	19.25%
	市負担	96,994千円	12.50%	43,455千円	19.25%
	第2号保険料	209,507千円	27.00%		
	第1号保険料	159,326千円	20.52%	51,920千円	23.00%

(3) 第1号被保険者が負担すべき額の合計

標準給付費見込額	3,529,190 千円
地域支援事業費 (20.55%)	159,326 千円
地域支援事業費 (23.00%)	51,920 千円
市町村特別給付費	96 千円
地域支援事業に係る経過措置*	2,700 千円
第1号被保険者負担額合計 (A)	3,743,232 千円

* 地域支援事業に係る経過措置について、国の制度改革により介護用品の支給対象者に係る取り扱いが見直されることに伴い、本市で任意事業として実施している紙おむつ支給事業は、第8期計画期間中は第1号被保険者介護保険料を充当することにより、継続して事業を実施します。

3 介護給付費準備基金の活用

介護保険は、3年間の事業運営期間ごとに介護サービスの見込量に見合った保険料を設定するという中期財政運営方式を採用しており、事業運営期間内に余剰金が生じた場合、それを管理するために市町村は介護給付費準備基金を設けることができるとされています。ただその期間中に、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取崩し充当することができます。

準備基金取崩し額 190,000,000 円 (B)

4 第1号被保険者の保険料基準額の算定

介護保険制度では、市町村の保険財源運営の安定を図る観点から、第1号被保険者の保険料基準額は、年度ごとの給付費見込額の推移にかかわらず、3年間の計画期間は同額で定めることになっています。月額保険料率基準額は、第1号被保険者が負担すべき費用を基にして、保険料収納率、所得段階ごとの保険料率から算定した高齢者補正人口(※7)により、次のように算定されます。

<第8期事業計画運営期間における第1号被保険者の保険料基準額(月額)>

$$(3,743,232 \text{ 千円} - 190,000 \text{ 千円}) \div 99.0\% \div 48,193 \text{ 人}$$

3年間で第1号被保険者が負担すべき費用 (A)	準備基金の活用 (B)	保険料収納率 (見込み)	高齢者補正人口 (※7)
-------------------------	-------------	--------------	--------------

$$\div 12 \text{ 月} \div$$

**月額保険料基準額
6,200 円**

(第7期と同額)

※7 高齢者補正人口(所得段階別加入割合補正後の被保険者数)については、次ページを御覧ください。

※7 高齢者補正人口（所得段階別加入割合補正後の被保険者数）とは、所得段階により保険料を算定するため、所得段階別加入人数を、各所得段階別の保険料率を乗じて補正した人口です。（下表のとおり）

＜高齢者補正人口＞

所得段階	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
第1段階	3,294	3,297	3,300	9,891
第2段階	2,788	2,791	2,794	8,373
第3段階	2,196	2,198	2,200	6,594
第4段階	1,203	1,204	1,205	3,612
第5段階	2,335	2,338	2,340	7,013
第6段階	2,614	2,617	2,619	7,850
第7段階	1,081	1,082	1,083	3,246
第8段階	784	785	786	2,355
第9段階	610	611	612	1,833
第10段階	157	157	157	471
第11段階	366	366	367	1,099
高齢者人口（合計）	17,428	17,446	17,463	52,337
所得段階別加入割合補正後の被保険者数	16,048	16,064	16,081	48,193

5 介護保険料の負担割合

介護保険制度は、制度を国民皆で支え合う「社会福祉保険方式」を採用し、その財源は40歳以上の被保険者（第1号及び第2号被保険者）の保険料と公費（国・県・市町村）で賄われています。

第8期の所得段階については、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から、第7期に引き続き、国の定めた標準段階である9段階を、本市においては11段階と設定しました。

具体的には、所得段階第7段階に合計所得金額120万円以上160万円未満の段階を引き続き設定し、所得段階10段階についても合計所得金額320万円以上400万円未満の段階を引き続き設定することにより、負担割合を細分化するとともに高所得者層の保険料率を引き上げています。

また、低所得者層に対する国の軽減措置は継続され、本市においては、第1段階の保険料率を標準の0.50から0.20引き下げ0.30とし、第2段階の保険料率を標準の0.75から市独自に0.05引き下げ更に0.25引き下げ0.45とし、第3段階の保険料率を標準の0.75から0.05引き下げ0.70としています。

また、所得段階改定に合わせて、第8段階の上限額を200万円未満から210万円未満に、同様に第9段階の上限額も300万円未満から320万円未満にそれぞれ引き上げ、これに伴い9段階の下限額も200万円以上から210円以上に、同様に10段階の下限額も300万円以上から320万円以上に引き上げました。

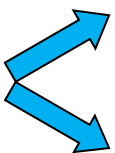
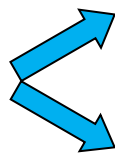
第8期の保険料負担割合

【国の基準】

所得段階	保険料率
第1段階	基準額×0.50
第2段階	基準額×0.75
第3段階	基準額×0.75
第4段階	基準額×0.90
第5段階	基準額×1.00
第6段階	基準額×1.20
第7段階	基準額×1.30
第8段階	基準額×1.50
第9段階	基準額×1.70

【第8期】

所得段階	保険料率	対象となる人
第1段階	基準額×0.30 (軽減措置)	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金を受給していて、かつ市民税非課税世帯の方 ・生活保護受給者の方 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
第2段階	基準額×0.45 (軽減措置)	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方
第3段階	基準額×0.70 (軽減措置)	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方
第4段階	基準額×0.90	世帯に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
第5段階	基準額×1.00	世帯に市民税課税者があり、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方
第6段階	基準額×1.20	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	基準額×1.25	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上160万円未満の方
第8段階	基準額×1.30	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が160万円以上210万円未満の方
第9段階	基準額×1.50	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方
第10段階	基準額×1.70	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方
第11段階	基準額×1.90	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上の方



6 第8期所得段階別保険料

第8期の介護保険料基準額を第5段階の月額6,200円と定め、各所得段階別の保険料の月額及び年額は以下のとおりとなります。

区 分	説 明		保険料率	月額(円)	年額(円)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金を受給していて、かつ非課税世帯の方 ・生活保護受給者の方 ・世帯全員が市民税非課税の方で、本人の前年の合計所得金額(年金所得を除く)+課税年金収入額が80万円以下 		0.30	1,860	22,320
第2段階	世帯全員が市民税非課税	本人の前年の合計所得金額(年金所得を除く)+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下	0.45	2,790	33,480
第3段階	世帯全員が市民税非課税	本人の前年の合計所得金額(年金所得を除く)+課税年金収入額が120万円を超える	0.70	4,340	52,080
第4段階	世帯に市民税課税者があり、本人が市民税非課税	本人が市民税非課税で前年の合計所得金額(年金所得を除く)+課税年金収入額が80万円以下	0.90	5,580	66,960
第5段階	世帯に市民税課税者があり、本人が市民税非課税	本人が市民税非課税で前年の合計所得金額(年金所得を除く)+課税年金収入額が80万円を超える	基準額 (1.00)	6,200	74,400
第6段階	市民税が課税されている方 (前年の合計所得額が120万円未満)		1.20	7,440	89,280
第7段階	市民税が課税されている方 (前年の合計所得額が120万円以上160万円未満)		1.25	7,750	93,000
第8段階	市民税が課税されている方 (前年の合計所得額が160万円以上210万円未満)		1.30	8,060	96,720
第9段階	市民税が課税されている方 (前年の合計所得額が210万円以上320万円未満)		1.50	9,300	111,600
第10段階	市民税が課税されている方 (前年の合計所得額が320万円以上400万円未満)		1.70	10,540	126,480
第11段階	市民税が課税されている方 (前年の合計所得額が400万円以上)		1.90	11,780	141,360

－第2部 各論－

第2章 サービス量の見込みと介護保険料の設定

第3節 令和7年度・22年度の介護保険料の見込みについて

第3節 令和7年度・22年度の介護保険料の見込みについて

今後のサービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備等を勘案したサービス水準、給付費や現状の介護保険料の水準を踏まえ、令和7年度（2025年度）及び令和22年度（2040年度）の第1号被保険者の保険料を次のとおり見込みました。

1 標準給付費等の総額

(単位：千円)

区 分	令和7年度	令和22年度
給付費の総額（Ⅰ）	5,533,581	5,920,984
特定入所者介護（介護予防）サービス等給付額（Ⅲ）	184,327	197,939
高額介護サービス（介護予防）費等給付額（Ⅳ）	135,267	138,207
高額医療合算介護サービス費等給付額（Ⅴ）	16,000	16,000
算定対象審査支払い手数料（Ⅵ）	7,023	8,130
標準給付費（Ⅰ）－（Ⅱ）＋（Ⅲ）＋（Ⅳ）＋（Ⅴ）＋（Ⅵ）	5,876,198	6,281,260
地域支援事業費	345,064	379,787
市町村特別給付費	32	32
総 額	6,221,294	6,661,079

2 第1号被保険者の保険料必要額の算定

(単位：千円)

区 分	令和7年度	令和22年度
第1号被保険者負担分相当額	1,455,775	1,785,160
調整交付金相当額	307,569	329,468
調整交付金交付割合	6.66	8.22
調整交付金見込額	409,682	541,645
市町村特別給付費	32	32
保険料必要額	1,353,694	1,573,015

3 令和7年度・22年度の介護保険料の見込み

◆介護保険料基準額（月額）

令和7年度（2025年度）	7,079円
令和22年度（2040年度）	8,967円

※ 介護保険料の算定にあたっては、介護基盤の整備を行わない前提で、本計画策定時における高齢者人口の推計、介護給付費等の伸び等の推計値を基にしたものであり、今後の給付費見込、需要量の見込みの他、介護保険制度改正等により、変動することがあります。

一第2部 各論一

第3章 介護保険事業の適切な運営に向けて

第1節 現況と課題

介護保険制度は、制度創設以来 20 年を経過し、長寿・高齢社会を支える社会基盤として定着・発展しています。

今後、団塊の世代すべてが 75 歳以上となる 2025 年、さらに団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年に向けて、地域の実情にあわせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくためには、介護保険制度が安定的に運営されることが重要です。

このためには、本市においても、介護人材の確保・育成・定着や、介護サービスの質の一層の向上を進めるとともに、増加が続く介護給付の適正化に向けて、引き続き「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業を柱としつつ、より具体性・実効性のある構成内容に見直しを行うことにより、介護給付の適正化を一層推進していく必要があります。

また、サービス利用者への各種情報提供や相談体制の充実、低所得者への配慮等を引き続き行う必要があります。

第2節 今後の取組

1 介護人材の確保・育成・定着

介護人材の確保・育成・定着に向けて、中長期的な視点を持ちながら、介護事業所や関係団体等と連携し、様々な取組を総合的に進めていく必要があります。

令和2年度に在宅医療・介護連携推進事業の中で実施したアンケート調査結果を基に、県や出水郡医師会、阿久根市及び長島町と連携した取組を進めるとともに、資格取得や国・県等が行う研修会等に関する情報提供や、ハローワーク等関係機関と連携した情報発信に努めます。

また、定期的を開催する市内サービス事業所のケアマネ連絡会議、通所会議、ヘルパー会議及び事業所会議において制度周知等の研修会を開催し、情報交換をするなどして、ケアマネジャーの資質と介護サービス職員の能力向上を図り、連携を密にしていきます。

併せて、文書作成に係る負担を軽減するための文書様式の統一化や簡略化、介護ロボットやICTの活用事例の周知、集団指導や実地指導でのペーパーレス・押印不要等の説明により、業務のさらなる効率化に努めます。

なお、介護人材実態調査において、30代から50代の女性の雇用割合が比較的多い傾向にあり、今後もこの傾向が続き、介護人材だけでなく、看護・保育の分野でも人材不足が顕在化することが予測されることから、これらの人材確保に向け、市全体での取組みを検討していきます。

2 介護保険サービスの質の確保と向上

(1) 事業者に対する指導・監査

事業者に対する指導・監査は、高齢者の尊厳を支える、より良いケア実現のための支援である「指導」と、指定基準違反や不正が疑われる場合に介護保険法に規定された権限を行使する「監査」があります。

「指導」については、事業者を集めて行う「集団指導」と、各事業所に赴いて個別に行う「実地指導」があり、年間を通じて計画的に行っており、「監査」については、違反や不正が疑われる場合に適宜行っています。

<実績と目標量>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
集団指導(回)	1	1	1	1	1	1
実地指導(回)	6	12	11	10	10	10

(2) 要介護認定等及び介護給付の適正化

ア 要介護認定等の適正化

認定申請後に実施される認定調査内容にバラツキが無くなるよう、認定調査員に共通認識や知識を持たせるため、県が実施する研修の受講を含め北薩広域行政事務組合の協力を得ながら、各種研修を定期的実施していきます。

また、出水地区の近隣市町と連携しながら、定期的に情報交換・検討会等を実施し、介護認定調査の平準化を図ります。

<実績と目標量>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修会等(回)	2	2	2	3	3	3

イ 介護給付の適正化

利用者に必要な介護保険サービスが適切に提供されることは、制度の運営において重要なポイントになります。このためには、利用者の生活・身体状態を的確にとらえるとともに、課題評価を実施したうえでケアプランが作成されているか、また、提供するサービスの内容にあっては、本人が保有する能力を活かした身体機能の維持・回復につながるプラン内容となっているか等、ケアプランチェック等を通して定期的に点検を行っていきます。

また、不適切なケアプランの作成やサービス提供があった場合には、状況や経緯を評価・チェックし、必要なケアマネジャーへの助言・指導を行うとともに、担当ケアマネジャーや所属するサービス事業者に対して、情報提供や相互に連携して支援していくことで、ケアマネジメントの質の向上を目指します。

<実績と目標量>

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象事業所	12事業所	23事業所	14事業所	全事業所	全事業所	全事業所
チェック件数	12件	53件	29件	30件	30件	30件

※ 必要に応じて、提供されるサービスやサービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居者に焦点を当てたケアプランの点検等も実施します。

ウ 住宅改修等の点検

住宅改修と福祉用具の貸与・購入については、住宅改修又は福祉用具貸与・販売を行った利用者のうちからそれぞれ任意に抽出し、その利用者宅を訪問して実態を調査し、住宅改修等の必要性や利用状況等を確認していきます。また、必要に応じて理学療法士や作業療法士、担当ケアマネと事前協議を行いながら、利用者の状態等をふまえた適切な改修や福祉用具であるか、適正化を図っていきます。

＜実績と目標量＞

◆住宅改修

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修申請件数	369件	356件	328件	350件	350件	350件
事前審査件数(全件)	369件	356件	328件	350件	350件	350件
うち訪問確認件数	7件	47件	30件	25件	25件	25件

◆福祉用具貸与（軽度者に係るもの）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与件数	125件	147件	160件	170件	170件	170件
事前審査件数(全件)	125件	147件	160件	170件	170件	170件
うち訪問確認件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件

◆福祉用具販売

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具販売件数	236件	255件	252件	250件	250件	250件
事前審査件数(全件)	236件	255件	252件	250件	250件	250件
うち訪問確認件数	0件	1件	1件	5件	5件	5件

* いずれも令和2年度は見込み

エ 医療情報との突合・縦覧点検

国保連合会介護給付適正化システムによる、同一の保険者に係る複数の月又は介護事業者にわたるレセプトを照合する「縦覧点検」と、医療保険に関するレセプトと介護保険に関するレセプトとを照合する「医療情報との突合点検」の確認件数を今後も増やし、介護報酬請求の適正化を進めます。

オ 介護給付費通知

介護給付明細書を送付し利用状況を通知することで、利用者や家族に給付費がどのくらいかかっているかやサービス利用状況を再確認していただき、利用サービスの見直しや適正利用の意識づけ、介護保険制度の理解につながるよう努めます。

＜実績と目標量＞

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費通知(回)	2	2	2	2	2	2

3 保険者機能強化推進交付金等を活用した取組

高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金や保険者努力支援交付金が創設されており、今後は、これらの交付金を活用して高齢者の介護予防、自立支援・重度化防止等に向けた取組を進めるとともに、PDCAサイクルを通じて、より効果的な事業の充実を図っていきます。

4 利用者・介護者への支援

(1) サービスを選択するための支援、普及啓発及び情報提供

加齢や身体状態の悪化などにより要支援や要介護の認定になってもできるだけ今までの生活スタイルを維持しながら、住み慣れた地域で暮らし続けることは高齢者の願いです。

本市では、必要に応じて円滑にサービス利用ができるよう、高齢者福祉や介護保険制度その他関係するサービス啓発のためのパンフレット「出水市高齢者サービスのしおり【福祉・介護・保健・医療】」等を作成するとともに、市ホームページで情報提供に努めています。また、要望に応じて地域の集まりなどに出向いての出前講座等による普及啓発活動を行っています。

このように普及啓発及び情報提供したりすることで、本人の生活環境や介護支援の必要度に合ったサービスが提供されるよう支援します。

(2) 相談・苦情対応の充実

介護保険に関する相談や苦情は、市役所（本庁・各支所）の窓口、地域包括支援センター及び県国民健康保険団体連合会（国保連）で受け付けています。

相談や苦情があった場合は、実態を調査のうえ評価し、関係法令等に抵触する場合にあっては、速やかに対応できる一貫した処理体制の仕組みを整備し、併せて関係部署（機関）と連携するなどして、事業者の情報提供等の協力を求めながら、迅速な解決に努めます。

(3) 「社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度」の利用促進

軽減制度の対象者がこの制度をもれなく利用できるように、介護サービス事業所やケアマネジャー等と連携して周知していきます。

また、社会福祉法人等にも制度の趣旨を理解していただき、利用しやすい体制整備を図ります。加えて、医療機関や介護サービス事業所等の関係機関と共に、対象者の把握に努めます。

資 料

出水市介護保険運営協議会委員名簿

(令和3年2月現在)

選 出 区 分		氏 名	備 考
保健・医療・福祉に従事する者	医師会	関 大八郎	
	歯科医師会	橋 口 盛	会長
	老人福祉施設協議会	池 島 正 志	
	介護支援専門委員会	徳 留 牧 男	
	出水市社会福祉協議会	廣 川 幸 史	
介護保険の被保険者	公募（1号被保険者）	永 長 修 一	
	〃（1号被保険者）	濱 門 ヤス子	
	〃（2号被保険者）	清 原 美千代	
	〃（介護経験者）	小 田 澄 江	
その他市長が認める者	自治会連合会	江 口 廣 美	
	老人クラブ連合会	田 上 賢 一	
	民生委員・児童委員	尾 道 睦 雄	副会長
	女性団体連絡会	吉 田 信 子	
	ボランティア活動センター	岡 田 榮 子	

(出水市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員兼務)

委員会事務局

職 名	氏 名
保健福祉部長	富 永 栄 二
いきいき長寿課長	田 畑 幸 二

